

## 第1日目（9月9日）（金曜日）

### 1. 出席議員

1番	百武辰美	2番	中尾尊行
3番	石峰実	4番	古川千秋
5番	尾上和孝	6番	藤川法男
7番	今井泰照	8番	太田一彦
10番	松添一道	11番	大久保進
13番	松尾幸光	14番	川田保則

### 2. 欠席議員

12番 中村 與弘

### 3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 山田 清      主任書記 樋口 晶子

### 4. 説明のため出席した者

町 長	一瀬 政太	副 町 長	松下 幸人
総務課長	村川 浩記	商工振興課長	澤田 健一
企画財政課長	前川 芳徳	税務課長	朝長 哲也
住民福祉課長	山口 博道	健康推進課長	楠本 和弘
農林課長兼 農業委員会事務局長	朝長 義之	建設課長	吉田 耕治
水道課長	堀池 浩	会計管理者兼 会計課長	諸隈 三恵子
教育長	岩永 聖哉	教育次長	福田 博治
給食センター所長	中村 和彦	総務課行政担当係長	林田 孝行
企画財政課 財政管財係長	坂本 昌俊		

---

午前10時00分 開会

○議長（川田保則君）

起立願います。おはようございます。

ただいまから平成28年第3回波佐見町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

**諸報告 諸般の報告**

○議長（川田保則君）

諸般の報告を行います。

例月現金出納検査結果の報告等については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

これから議事に入ります。

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（川田保則君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番 古川千秋議員、5番 尾上和孝議員を指名します。

**日程第2 会期の決定**

○議長（川田保則君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの12日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月20日までの12日間と決定しました。

**日程第3 提案要旨の説明**

○議長（川田保則君）

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

おはようございます。本日ここに第3回波佐見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本町においては、7月17日の梅雨明け以降、夏空が続き、8月26日に台風の影響により56ミリの降雨があったものの、まとまった降雨がなく、水道水や農業用水に不足を来しており、町民皆様に節水の呼びかけを行っているところであります。今後の降雨も余り望めそうもなく、大変憂慮いたしております。しかし一方では、東北や北海道地方において複数の台風が上陸し、これまでに経験したことがないような豪雨に見舞われ、崖崩れや河川の氾濫等により、孤立集落や死者、行方不明者が出るなど、甚大な災害が発生しております。亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様方にお見舞い申し上げ、一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

さて、先の6月議会定例会後の6月20日から8月8日までの50日間にわたり、4年ぶりに各自治会を訪問し、行政報告会を実施しました。今回は、前回、平成24年度に行った町政報告会以降の行政の重要な施策であった企業誘致による雇用の創出、地場産業である窯業・農業の振興、観光の振興及び行財政改革の実績と成果について、さらに波佐見町まち・ひと・しごと総合戦略による重点事業及び人口減対策等、今後の課題等について報告し、その後、意見交換を行い、町政に対するさまざまな御意見をいただいたところであります。町民の皆様からは、これまでの行政の諸施策の推進に一定の評価をいただきながら、生活環境の整備、特に町道の整備や子供たちの環境を取り巻く安全対策、防災対策等、いずれも身近な問題を要望されておりますので、現場等の確認を行い、緊急度等を考慮しながら、可能な限り年次計画的に整備を図ってまいりたいと思っております。

今回の町政報告によって、町民の皆様方には、本町の行財政の現状及び将来展望について御理解いただけたことと思いき、私といたしましても、町政に対する要望等を確認することができましたので、その期待に応えられるよう、波佐見町に生まれ住んでよかったと言われるまちづくりを推進してまいり所存でありますので、引き続き、議員皆様をはじめ町民皆様方の御理解と御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、緊急を要し、補正で対応できるものについては、今回提出の一般会計補正予算に計上しているところであります。御協力いただきました各自治会長はじめ役員の皆様方には、

心から感謝とお礼を申し上げます。

また、10月15日から三日間開催される、ねんりんピック長崎2016インディアカ交流大会については、現在、その準備を着々と進めているところでありますが、去る8月27日に、大会を盛り上げるために、テレビキャスターの草野仁氏をお招きし、「いつまでもチャレンジ精神で」と題し、50日前記念講演会を開催し、終了後、インディアカ、ターゲットゴルフ、マラソン等に出場される選手の皆さんの壮行会を行い、草野仁様からも激励の言葉をいただいたところであります。

また、町政施行60周年記念事業として、9月3日に、NHKのEテレで放送されています「俳句王国がゆく」の公開録画が行われ、五七五の十七文字の中にさまざまな思いを込めた俳句が紹介され、笑いの中で無事収録を終えたところであります。なお、この番組はNHKテレビのEテレで9月18日土曜日、午後3時から放送予定でありますので、後日、広く町民の皆さんにごらんいただくようにお知らせしたいと思っております。

6月以降の事務事業につきましては、おおむね順調に推移しており、企業の誘致活動についても、県の指導を仰ぎながら鋭意進めているところであります。

それでは、本日提出いたしました議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第45号 平成28年度波佐見町一般会計補正予算（第2号）は、今回2億円を追加し、補正後の予算の総額を64億9,300万円といたしております。補正の主なものは、歳入では、地方交付税、国県支出金、繰越金等の増額と財政調整基金繰入金及び町債等の減額が主なものであり、歳出では、障害者総合支援過年度返還金、認定こども園運営費、福祉医療費、奨学金貸付基金繰出金及び災害復旧費等の増額と広域消防委託料等の減額が主なものであり、人事異動に伴う人件費の調整も行っております。

議案第46号 平成28年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、今回1,807万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を20億1,107万7,000円といたしております。歳入では、療養給付費交付金の増額が主なものであり、歳出では、高額療養費及び介護納付金の増額が主なもので、余剰財源を予備費に計上しております。

議案第47号 平成28年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、今回2,564万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を14億244万3,000円といたしております。歳入では、過年度介護給付費交付金及び前年度繰越金の増額が主なものであり、歳出では、過年度分介護給付費償還金の増額が主なもので、余剰財源を予備費に計上しております。

議案第48号 平成28年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、今回544万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を3億4,242万4,000円といたしております。歳入では、人事異動に伴う人件費の不足による一般会計からの繰入金及び繰越金で、歳出では、人件費及び事業費の組み替えによる補正であります。

議案第49号 平成28年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入及び支出の補正で、人事異動に伴う職員給与費の減額による補正であります。

議案第50号 波佐見町ものづくり奨学金条例については、若手人材の育成と産業振興を目的に、新たな奨学金制度として、本条例を制定するものであります。

議案第51号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法第16条及び第28条に該当し、失職となる場合の例外規定を設けるために本条例の一部を改正するものであります。

議案第52号 波佐見町奨学金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例については、波佐見町ものづくり奨学金条例の制定に伴い、その貸付金を波佐見町奨学金貸付基金に委任するために本条例の一部を改正するものであります。

議案第53号 波佐見町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴うもの及び福祉医療費の支給対象年齢を中学校3年生まで引き上げることから、本条例の一部を改正するものであります。

議案第54号から議案第61号までの8件は、平成27年度波佐見町一般会計をはじめ各特別会計に係る歳入歳出決算について、監査委員の審査意見書をつけて議会の認定に付するものであります。また、各会計の決算に係る主要な施策の成果説明書をあわせて添付しておりますので、参考に供していただきたいと思っております。

議案第62号 監査委員の選任については、現委員の江添清悟氏が11月1日で任期満了となりますので、その後任委員に山下博輝氏を選任したく、提案するものであります。

氏は波佐見町商工会をはじめ東彼杵町商工会、高来町商工会、諫早市商工会において、経営指導員として36年近く勤務され、中小企業の経理には熟知されておりまして、その知識と経験を本町行政の財務管理や事業の経営管理等の行政運営に生かしていただけるものと思っております。氏は、人格高潔な方で周囲の人望も厚く、監査委員として最も適任者と存じますので、何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

議案第63号 教育委員の任命については、現委員の馬場清治氏が9月30日をもって任期満

了となりますが、氏は平成20年10月から就任いただいております、引き続き任命したく提案するものであります。

議案第64号 教育委員の任命については、現委員の石部和彦氏が9月30日をもって任期満了となりますが、氏は平成24年10月から就任いただいております、引き続き任命したく提案するものであります。

議案第65号 東彼地区保健福祉組合理約の変更については、現在、町で実施している障害者支援区分の認定及び支給用費決定を行うための調査を平成29年4月1日から、東彼地区保険福祉組合において共同処理することから、組合理約の変更を行うものであります。

議案第66号 長崎縣市町村総合事務組合理約の変更については、平成29年2月1日から、長崎県後期高齢者医療広域連合の職員の退職手当に関する事務を長崎縣市町村総合事務組合において共同処理することから、組合の規約を変更するものであります。

議案第67号 旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂修復工事請負契約の締結については、去る8月31日に入札会を開き、落札業者を決定いたしましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、現委員の筒正俊氏の任期が平成28年末に任期満了となりますが、氏は人格、識見ともに優れ、人権擁護委員として最も適任者と存じますので、引き続き法務大臣へ推薦するため提案するものであります。

報告第2号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する健全化判断比率及び資金不足比率等について、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて議会に報告するものであります。

以上、提案要旨の説明を終わりますが、詳細については御審議の折に説明しますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（川田保則君）

しばらく休憩します。10時40分から再開します。

午前10時18分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第4 町政に対する一般質問

##### ○議長（川田保則君）

日程第4. 町政に対する一般質問を行います。

これから通告に従い、順次発言を許します。

1番 百武辰美議員。

##### ○1番（百武辰美君）

それでは通告に従いまして質問をいたします。

まず第一点目、下水道の整備計画についてであります。

現在、町は公共下水道で中央処理区の整備を進められております。平成27年度には、波佐見町汚水処理構想見直しが行われ、28年度までに中央処理区の未整備地区、長野地区、農業集落排水計画区域を見直すとされていることから、次の項目を質問をいたします。

一つ、27年度の波佐見町汚水処理構想見直しの内容はどんなものだったのかお尋ねをいたします。

二つ、現在、下水道計画区域の見直しを行っていらっしゃいますが、その進捗状況と今後の計画区域の見直しの基本的考えを伺います。

二点目は、職員の働き方についてであります。

現在、国を中心に一億総活躍社会の実現に向け、さまざまな政策が展開されており、働く者の働き方も年々変化をしております。地方の自治体にとっては、その地域の自治体職員の働き方が一つの目安であり、民間企業の目指す方向でもあると思われれます。職員の働き方について、次の点を質問いたします。

一つ、現在の職員の有給休暇や代休及び育児休暇等の取得の現状はどうなっているのかお尋ねいたします。

二つ目は、今後改善される規定にはどんなことが挙げられるのかをお尋ねをいたします。

三点目、特別職の職員で非常勤の者の報酬についてに質問をいたします。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償については、平成26年の12月議会で改正され、約10%程度の増額となりました。しかしながら、依然として近隣自治体との開きもある状況であります。再度の改定を行うべきと思われるかどうかお尋ねをいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

##### ○議長（川田保則君） 町長。

## ○町長（一瀬政太君）

1 番 百武議員の御質問にお答えいたします。

まず、下水道整備計画について。

平成27年度には、波佐見町汚水処理構想見直しが行われ、28年度までに中央処理区の未整備地区、長野処理区、農業集落排水計画を見直すとされていることについてですが、まず、27年度の波佐見町汚水処理構想見直しの概要はどんなものかという御質問ですが、波佐見町における公共下水道事業計画は、平成6年度に汚水処理構想を策定し、平成7年度に中央処理区及び長野処理区に関する波佐見町公共下水道全体計画を策定しています。その後、平成9年度に中央処理区に関する事業認可を取得し、公共下水道事業に着手しています。

また、平成21年度に人口減少等の社会情勢の変化を反映した汚水処理構想の見直しを行っており、現在の波佐見町公共下水道全体計画は、中央処理区388ヘクタール、長野処理区49ヘクタールの合計437ヘクタールとなっています。

平成27年度に実施した汚水処理構想見直しは、長崎県の新たな汚水処理構想策定に伴い、経済比較を基本としつつ、今後10年程度を目標に、地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備がおおむね完了することを目指し、都市計画や農業振興地域整備計画等との整合性を図りつつ、地域の特性や地域住民の意向、人口減少等の社会情勢の変化を考慮し、効率的かつ適正な処理区域の設定及び整備・運営管理手法の選定を行うことが必要不可欠となっております。特に、未整備地域における検討では、人口密集地域から人口密度の低い地域での普及促進が中心となっていく中で、波佐見町の財政負担と住民負担のバランス並びに整備時期を考慮し、今後10年程度で汚水処理の概成を目指した各種汚水処理施設に関するアクションプランの策定を行い、整備に長期間要する地域については、早期に汚水処理が概成可能な手法を導入するなどの弾力的な対応を検討しました。

現在、計画区域の見直しを行っていますが、その進捗状況と今後の計画区域見直しの基本的な考え方についての御質問ですが、波佐見町汚水処理構想の見直しに伴い、公共下水道事業の全体計画の見直しを平成28年度事業で実施しています。未普及地域の整備に関する方針として、汚水処理構想見直しの中で策定したアクションプランに基づき、公共下水道事業整備の概成目標を平成38年度に設定しており、汚水処理構想見直しを基本に、地域特性や地域住民の意向、人口減少等の社会情勢の変化を考慮し、効率的かつ効果的な汚水処理施設の整備を図るとともに、計画区域の早期概成に向けた取り組みも含めて検討を行っています。



その中で、長野処理区、農業集落排水計画については、個別処理の地区として、合併浄化槽への移行を検討しており、あわせて中央処理区についても、規模縮小に向けた計画区域の見直しを検討しています。

また、既存施設の効率的な改築、更新及び運営管理についても、目標年度を平成48年度として整備計画の策定を行っています。

次に、職員の働き方について。

現在、国を中心に一億総活躍社会の実現に向けてさまざまな施策が展開されており、働く者の働き方も年々変化している。職員の働き方について、現在の職員の有給休暇や代休及び育児休暇等の取得の現状はどうなっているか。また、今後改善されるべき点にはどんなことが挙げられるかという御質問ですが、職員の休暇の職種は、年次休暇のほかに、病気休暇、介護休暇、特別休暇の四つが主なものです。

年次休暇については、ほとんどの職員に20日が付与されており、前年度に取得しなかった日数は、20日を上限に繰り越すことができます。取得の状況は各人まちまちですが、育児休業等長期の休職状態にある職員を除いて、平均では平成25年度が8.3日、26年度が7.6日、27年度は7.4日となっています。

土曜日、日曜日、祝祭日に勤務した場合の代替休暇の取得状況は、3年間の1人当たり平均で5.6日から6.3日で、取得率では約80%となっています。

年次休暇以外には、夏季休暇の三日を含め、忌引きなどの特別休暇があり、産前・産後休暇の長期のものを除けば、平均四日程度の取得状況となっています。

また、育児に関しては、産後休暇取得後、生後1年になる時期までを育児休業とするケースが多く、期間に差があっても、母親である職員は、ほとんど育児休業を取得しています。

今後改善されるべき点については、年次休暇の取得率が、国家公務員で13日程度、地方公務員の平均でも10日程度となっており、本町の取得率が幾分低い結果となっていますので、取得率を上げていくこと、また代替休暇においても、完全な消化がなされていないことが課題と考えています。

各所管においては、権限委譲によるものや臨時的な業務が増えていることも承知しておりますので、職員の能力を見きわめ、適材適所の配置がベストではありますが、限られた職員で最大限の業務が遂行できるよう配慮してまいります。

また、業務の内容によっては、時間的に短期で対応しなければならないものや簡易な事務

などは、職員の事務負担軽減を図るため、可能な範囲で臨時職員の雇用でも対応していくこととしています。

次に、特別職の職員で非常勤の者の報酬について。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償については、平成26年の12月議会で改正され、約10%程度の増額となった。しかしながら、依然として近隣自治体との開きもある状況である。再度の改定を行うべきと思われるがどうかという御質問ですが、平成26年12月における特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、波佐見町特別職報酬等審議会の答申を受けて議会の議決を得たもので、その折にも議論をいただいたところ です。

議員お説のとおり、近隣自治体との差はそのときから変わっておりません。当時の経過から申し上げます、平成18年以降、9年間余の時間経過で、財政状況も幾分好転したとの判断で、引上げ額も約10%程度が適当であるとの答申でした。その後2年弱が経過し、その間にどの程度の財政状況の好転があったかについての判断は難しいところではありますが、2年前の決算との比較を見た場合、その前の9年間の決算状況を見ても、今の時点でさらに増額改定をする材料に乏しいのではないかと判断しております。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

それでは、関連質問に移らせていただきます。

まず、下水道の整備計画についてですが、この質問については、平成25年の12月にも一回私が質問しておりますが、そのときから若干時間がたっておりますので、少し整理しながら質問を進めたいと思います。

25年の3月で、下水道普及率が42%、水洗化率が74%でございましたが、それから2年程度経過しておりますので、現在の下水道普及率と水洗化率をお尋ねいたします。

○議長（川田保則君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

ただいま百武議員のほうから質問がありました、普及率と水洗化率についてお答えいたします。

下水道の普及率は、処理人口を住民基本台帳人口で割ったものでございます。処理人口が6,612人、住民基本台帳人口が1万5,053人。よって、43.9%の普及率となっております。

また水洗化率ですけれども、これは接続率をあらわしております。水洗化人口を処理人口で割ったものでございます。5,478人を6,612人で割りまして、82.8%の水洗化率となっております。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

2年間で少し進んでいるようでございますが、一方、個別処理でございますが、現在の設置数と、その設置において処理人口、大体おおよそわかればお尋ねをいたします。

○議長（川田保則君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

浄化槽の設置数と処理人口についてお答えいたします。

浄化槽の設置数、まず全体で1,334基。そのうち浄化槽人口が全体で5,096人。そのうち下水道計画区域が268基で、710人。下水道区域外が1,066基で、4,386人の浄化槽人口となっております。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

下水道事業は、今尋ねたとおり、公共下水道事業と個別処理の方式で波佐見町は進められているわけですが、概略、汚水処理となれば、その二つを足した数が今の下水道の整備の完了というか、済みということになるんですが、足したところで概略全体でどのくらいになるか、もう計算すればわかるんですが、もしされてれば教えていただきたいと思います。

○議長（川田保則君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

公共下水道と合併浄化槽の合わせた普及率。これはまず、浄化槽普及率が1万5,053人に対して4,386となりまして、29.1%の普及率となっております。これに公共下水道の普及率を足しますと、73%が汚水処理人口の普及率となっております。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

そしたら計算せんばいかんとですけど、73%ということは、1万5,000人のうちの73%の人が、そういう公共下水道なり個別処理を受けるとい形になるんでしょうか。1万5,000人のうちの73%の方が公共下水道につなげる環境であり、もしくは個別処理ができる環境と

いうことで理解してよかですかね。

○議長（川田保則君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

ただいま百武議員が言われたとおり、73%の方が下水道また個別浄化槽に接続が可能というようになっております。

下水道につきましてもそうです。接続ができているという状況です。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

そうしますれば、未整備のところが全体の、引き算ですから27%ということになりますよね。ということは、これからはその残りの27%のことをどうするかということで議論を進めてまいります。27年度に汚水処理構想の見直しが行われました。そのときに、たぶんパブリックコメントの実施をされたと思うんですが、町民からどういう意見があったのかお知らせいただきたいと思います。

○議長（川田保則君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

27年度の構想見直しに対しまして、平成28年の3月14日に、構想見直しのパブリックコメントの実施を行っております。その中で、稗木場地区より1件、意見をいただいております。もともとこの地区は区域外の地域でありまして、以前から何度か下水道整備地区へ追加要望が出ていたものでございます。今回の見直しによりまして、下水道整備区域に新たに追加できないかという御意見でありました。こちらのほうで、この地区は整備地区と隣接しておりまして、地形とか関係者戸数などの総合的に算定を行った結果、個別処理が適当であるという回答を行っております。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

その折に、パブリックコメントをされた住民に対して、説明会か何かを行われたんでしょうか。説明会じゃないんですけど、説明とか、寄せて行われたんですか。

○議長（川田保則君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

この件については、平成28年の5月の月に、地元稗木場地区の関係者に来ていただいて説

明を行っております。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

今後、下水道はどうなるのか、答弁の中にいただきました汚水処理構想を受けて、概略は長野処理区と農業集落排水の区域、具体的に言えば農業集落排水、指定を考えられていたのが、田ノ頭、川内、岳辺田が農業集落排水でやろうということでしたんで、もう少し詳しく言うと、その3地区と長野工区、甲長野、乙長野、協和、平野、志折、この地区が全て個別処理にしたらどうかという構想の見直しがあります。

それから、具体的には申されませんでした。中央処理区の変更も汚水の処理の構想の中で、提示されている図面がありますんで言ってもいいでしょうと思うんですが、そのパブリックコメントを受けるときに、汚水処理構想図っていうところが出ておりますから、具体的に申しますと、これによりますと、中央処理区の中で現在計画にあります。これによりますと、東工区の中尾地区と永尾地区、それを個別処理にしたらどうか、個別処理にという汚水処理構想の見直しが提示をされております。それから、皿山郷地区も中央処理区から外して個別処理にしたらどうかという具体的な処理構想の図面が出ておりますが、今から地元の説明なりも進めていかんといかんでしょうが、基本的には処理構想の示されている、今言った地区は個別処理にという基本のお考えで進められるんでしょうか。再度質問いたします。

○議長（川田保則君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

ただいまの百武議員の質問にお答えいたします。

今後の見直しについては、27年度に行った構想見直しを基本にやっていくつもりでございます。その中で、下水道区域の変更となる地区につきましては、都市計画決定をしている中央処理区がありますけれども、その地区について説明会等を実施していくつもりでございます。3月末には変更手続をとる予定となっております。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

24年度にも三股と小・が除外されたときにも、説明会がきちんとされておりますんで、その地区に丁寧な御説明をお願いをしたいと思います。

さて今言ったとおり、逆に考えれば、73%の人が中央小学校区と村木と皿山に住んでいる

ということは、おのずと今わかるわけですね。だから、その23%の残りの人の汚水処理が進むような施策も合わせて考えて、当然考えられるでしょうけど、考えていかねばならぬと思うんですが。

一つお尋ねは、個別処理と公共下水道は、住民のほうからすれば、若干自分たちのお金の負担の仕方が違うようになっております。公共下水道は、僕が説明をするまでもなく、一般家庭でいけば15万の公共ますへの負担金を払って、あとは毎月使用料を町にお払いして、管理は町でしていただくという方式ですが、一方、個別処理は今の方式でいきますと、設置補助金を住民の方がいただいて、住民の責任で設置をします。その後の維持管理は、その住民の方の責任で管理をしていきます。となると、おのずと負担の仕方が違ってくるのは皆さんおわかりかと思うんですが、実はここが一番ネックなところで、長年使用したときに、公共下水道の住民の方が負担が重いのか軽いのか。片や、個別処理の方の負担が重くなるのか軽くなるのかという計算は、現在のところあんまり資料としても出てないし、もちろん町としてもそこまでの資料は出てないと思うんですが、できるだけ負担を公平にするというのが我々の基本でしょうから、それでお伺いするんですが、中央処理区自体が減りますから、おのずと処理場の係る経費については、当初の計画と違ってまいると僕は思うんですが、その辺の処理場の維持経費についての再計算とかされておるのか。したら負担がどうなるのかっていうところをお知らせをいただきたいと思うんですが。

○議長（川田保則君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

ただいまの質問にお答えいたします。

処理場を今後、縮小していくに従いまして、経費とかが当初の目標よりも異なってくるといことですが、当然、区域見直しにより工事費とか維持管理などの運営経費、これも減少していくことになると思います。国の方針によりまして、今後、下水道等の会計は企業会計へ移行される方向に進んでおります。企業会計は基本的に独立採算の制度をとっていることから、今後は経営戦略とかの計画を作成しまして、維持管理費などの経費削減の努力をしなければいけないと思っております。そして、一般会計からの繰入金を行っておりますけれども、この繰入金をなるべく少なくなるような方向へと持っていかなければならないと。将来的には、使用料等の見直しを検討しなければならないのではないかと考えております。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

今、水道課長お答えのとおりであろうと思います。今までの計画より処理人口が減るわけですから、受益者負担で考えますと、これからの維持費を少なくなった人間で負担をするという基本的な考えでしょうから、当然、使用料あたりに僕は跳ね返ってくるのかなというふうな感じでございましたので、企業会計にいくつてなればなおさらですよ。でも、やっぱり全体で汚水処理構想してますから、その辺は今からの考え方になるんでしょうが、合併浄化槽の維持管理の経費も含めて、公共下水道につないだけん、俺たちは損したばいっていうふうにならんような、もちろんされると思いますが、考えも必要ですし、いや、我々公共下水道から外れたけん、費用のこれだけ増えたばいとか言われなような施策も同じく考えならどうぞ進めていただきたいなということで思います。

それから、続けますが、公共下水道から外すのは費用対効果で仕方ないところもあるかと思うんですが、ただ、地形的に合併浄化槽が、例えばの話ですが、集落がもともと密集していて道が狭いとか、敷地いっぱい建っている地区もありますから、そういうところは合併浄化槽にしたいけどもしづらいという地域も恐らくあると思うんです。そういうところは特別に考えなければならぬという場合もあると思うんですが、そういう特別なところがあるのか、また、あると仮定してどういうふうな施策が考えられるのか、今の段階で結構ですから、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（川田保則君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

地区によっては、議員おっしゃるとおり、敷地いっぱい住宅が建っているところも中にはあります。1戸の住宅について一つの浄化槽というのが今原則なっておりますけれども、例えば二、三戸で1個の浄化槽の設置ができないかとか、いろいろなまだほかにも方法があると思いますけれども、それを国と県との今後協議をしながら、なるべく誰でも浄化槽が設置できるような形にしなければならないと思っております。今後も国の施策などを参考にしながら、国、県のほうへそういう手法を要望していきたいと思っております。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

担当課の方も大変だと思います。平成6年、7年ごろは国も下水道どんどんせろって言う

て計画を進めました。ところが最近になって、ちょっと台所事情苦しいから、費用対効果でちょっと見直せよって、それから十年後には完了するように計画を立てろっていうのを、地方から見たらちょっとひどい話って言ったら失礼ですが、ちょっと厳しい話かなと思います。まあまあそこはそことして、そういうふうにやっていかなければなりませんので、残りの23%の方がスムーズに汚水処理の移行ができるように、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

それでは続けますが、今度職員の働き方についてですが、何でこういう話を、質問をしたかと言いますと、やっぱり質問の中にもありましたように、僕の質問の頭書にありましたように、地方は公務員の働き方がその地域の民間の働き方の見本になってきとるのは、皆さんも御存じのとおりだと思いますが、ちょっと振り返れば、週休二日だってそうですよね。学校が週休二日になり、役所が週休二日になって、それを見習って民間も週休二日に移行してきているっっちゃうのは、そういう流れは皆さんも御承知のとおりかと思うんですが、そういう中できちんとやっぱり公務員の方が休みをとったりして、働き方の見本を見せていただければならないかなっていう点で質問をいたしたところでございます。

さて、時間外、調べてみますと確かに条例でいろいろなことが規定はしております。職員の勤務時間、休暇等に対する条例でうちはやっているわけですが、なかなかこの条文を見ても、用語等難しゅうございますので、少し休暇等に質問をいたします。まず、時間外勤務代休時間ということがありますが、これは現在ほとんどの自治体で導入済みであるということですが、これはどういうことなのかお尋ねをいたします。

○議長（川田保則君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

時間外勤務代休時間という制度がございます。この制度につきましては、職員がいわゆる時間外勤務をします。時間外勤務が1カ月に60時間を超えた場合、その超えた部分について時間外勤務手当で処理をするのか、あるいはもしくは超えた部分については、その後の2カ月間で代休で取得をすることもできると。そこで選択をすることができることになっております。これは本来の目的そのものは、長時間の時間外勤務そのものは職員の健康管理上も問題があるんじゃないかということで、できるだけ休むということを勧めるための制度でございます。

○議長（川田保則君） 百武議員。



○1番（百武辰美君）

先ほどの答弁の中で、ちょっと僕が聞き漏らしたかどうかわかりませんから再度質問をしますが、代休が3年平均で、これは休日の代休のほうかな、5.6日から6.3日、不足率が80%というお話がございましたが、この不足率の80%という意味がちょっと僕は理解できなかったんで御説明をお願いします。

○議長（川田保則君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

先ほどの町長の答弁の中でいたしましたのは、不足率ではなくて取得率。代替処理をされたものがどの程度消化をされたかというものの消化の取得率、いわゆる消化率、取得が80%程度ですよということです。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

それでは、年次有給休暇の使用状況についてちょっとお尋ねをしますが、先ほどの答弁にありましたが、二十日のうちの繰越の分はちょっと除いて二十日、有給休暇があるच्छゅうことで、いろいろな資料にもありますとおり、地方公務員の平均が取得率が約十日、ところが本町では8.3日から27年度は7.4日、これですね、たかが2.6日って思われるでしょうが、一人で2.6日ですが、100人おれば260日分になるわけですよ。だからこれが多いか少ないかは別として、やっぱりそこは与えられたこと、お休みですから、できるだけ消化をさせていただかなくてはいけないかなと思います。ここは個人の考えもあるんでしょうが、ここの取得率を上げる方法というのは、今考えられるのはどんなところがありますか。

○議長（川田保則君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

年次有給休暇の取得に関しては、答弁にもありましたとおり、若干、国家公務員が13日、地方公務員の平均で大体十日ですから、うちの平均でいくと若干少ないということは実態としてつかんでおりますし、その取得を促す方法といたしましても、管理協議会にはこれは課長等含めての会議があるんですけども、その中でもそういう情報を提供し、各担当職員についても、できるだけ年休の取得をしていただくように促すようなこともいたしております。

それから、年休の取得に直接関係することではありませんけれども、やっぱり普段の勤務状態といいますか、そういったものの、いわゆる時間外勤務をできるだけ少なくして、さら

に余裕も持って休暇を取得をするというようなことも必要だと思われまので、毎週水曜日と金曜日そのものはノー残業デーというふうなことでしておりますので、そういった普段の仕事の効率化を図りながら、さらに年休をとっていただきたいと、そういうような促し方をいたしております。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

一つ懸念されるのは、取得率が低いというのは、個人の意識が高いんで休日を返上して仕事しよるっていう考え方もあるでしょうが、もう一つ考えられるのは、人間が少なくて仕事が忙しかけん、休みたくても休めないっていう現状があるのかなっていうのも察せられますが、僕が言ったそういうところは見受けられるのかどうか、その辺だけ。

○議長（川田保則君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

いわゆる職員の職務の量と言いますか、仕事の量がどの程度かというのは、それぞれの職場でいろいろまちまちなところはあります。もちろん年休の消化の状況を見ても、課とか係とかそういった場所ごとにといいますか、所属ごとに若干取得の率が変わってるという、そういう実態もあります。

それから年齢的なものもあります。特に、波佐見町の職員になったすぐの、一、二年とかかっていう人に関してはなかなかどういう意識を持ってかわかりませんが、若干とりにくいのか、そういったところもあつたりします。

仕事の量がどうなのかということもありますけれども、近年は国とか県のほうから、権限委譲で若干仕事が市、町におりてきているという部分もありますから、そういう面からすると、やはり仕事の量そのものが少し増えてるような気はいたします。

それと、近年は情報化ということで、以前は紙ベースでずっと国とか県のほうから仕事の流れてきた状況があるんですけども、最近ではメールで仕事の依頼が来る、しかも、来た仕事の期限がもう何日かで回答してくださいと、そういった状況が少しありまして、市、町、特に町ですけども、私たちの仕事のやり方も短期にそういった仕事が増えれば、そういう状況は少し感じられると思います。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

その辺は職員の負担が過度にならないように配慮は常にされておると思うんですが、適正な人員と働く人の働きやすい環境づくりにはこれからも気を配っていただきたいなと思います。

さて続けますが、最近、男性の育休、それから介護の休暇なんていうのも非常に話題になることが多くなってまいりましたが、いま一步、我々ぴんとこない休暇なんです、この育児休暇、介護休暇の制度は、この条例によると、これ読んでもよくわからないんですが、どういう制度なのかももう一回わかりやすく御説明いただきたいと思いますが。

○議長（川田保則君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

育児休暇と介護休暇ということでのお尋ねですけれども、正式には育児休暇というのはありません。長期に取得できるものについては、育児休業という言葉で使っておりますけれども、まず育児休業につきましては、子供が3歳に満たない子を養育するための休業の制度でございます。具体的に言いますと、産前産後の休暇がございますけれども、産後休暇を取得したあとに育児休業を取得をすると、それが子供が3歳になるまでは取得が可能ですよというものです。ただし、産後休暇後の育児休業については無給でございます。給料の支給はございません。

それから介護休暇についての質問ですが、介護休暇については、まず二通りございます。一つは、特別休暇の中にあります介護をする場合の休暇、これは特別休暇の休暇でございますので有給です。上限は五日までとなっております。これは、要介護状態にある家族を介護するため、要介護状態にあるというのは、生活を営むのに支障があると認められるような状態にある家族を介護するために取得ができるものでございまして、特別休暇は五日まで、これは有給で取得をできますけれども、もう一つは介護休暇そのものは別に制度がございまして、介護休暇そのものは、2週間以上6カ月を限度に認められる休暇となっております、1日もしくは時間の単位で取得ができます。ただしこの介護休暇を取得した場合には、1時間当たりの給料が減額をされます。これはですから無給という形になっております。

育児の休業と介護の休暇については以上でございますが、育児に関してはもう少しありまして、育児という表現にはなっておりませんが、特別休暇の中に子供の看護休暇あるいは保育時間を設けるとか、そういったものもありまして、保育に関しては子供が1歳になるまでの間、1日2回30分ずつ、トータルで1時間ですけれども、それが取得できます。

子供の看護休暇については、子供が病気をしたり、あるいは検診を受けたり、そういったものの制度でございまして、小学校に上がるまでの子供がいる場合については、一年に一人について、五日間取得することができます。ですから子供がもし対象者が二人いれば、十日までは取得できると、そういう制度があります。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

詳しい説明ありがとうございました。

なかなか条文を読んでもそこまで具体的に我々が理解できんもんですから質問したんですが、もう一つ特別休暇のことについてですが、この特別休暇というのは調べてみますと、国に制度にある特別休暇と、国に制度のない特別休暇、自治体が自らできる休暇もあるそうでございますが、それによりますと、国に制度のない休暇で、リフレッシュ休暇、永年勤続休暇なんていうのもまだ市町村の中には589団体近く設定されているところがありますが、あとは夏季休暇、それから盆休暇とかもまだ残っているところあるようでございますが、波佐見町はこの国に制度のない特別休暇があるんですか。

○議長（川田保則君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

本町の特別休暇の制度の中には、国に準じてるものだけで、国にない休暇はありません。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

これまでずっと職員さんの働き方等を聞いてまいりましたが、先ほど言いましたように、働き方が見本であるのは当然だと思うんですが、もう一つ何でこういう質問をしたかという、今後少子化が進みますんで、働く者が減ってまいります。そうすると、おのずと公務員を目指す人も減ってくるのは当然だと思うんですが、やっぱりそういう職場環境を、働く環境を良くして、待遇も良くしていく構えでないと、選ぶ学生のほうは非常にシビアですから、少しでも条件のいいほうに試験を受けようとか就職しようとするのが、もうこれは人間の常ですから仕方ないんですよ。だからやっぱり優秀な職員を確保するためには、こういうところからもう少し気を配ってやっていかないと、将来、優秀な人材が集まらないんじゃないかという危惧もございまして、こういう質問をいたしました。

もちろんほかに問題いろいろございますが、例えば民間の地方における給与の格差だとか、

あるいは現在で申しますと、今働いている職員の方が非常に町外の人が増えてきたというのも町民の方からお伺いする、それが問題なのかどうかはまだ今から検証せんばいかんですが、そういうところももちろんありはするんですが、できるところがとえば、こういう働き方についてというところからであろうということで、質問をさせていただきました。少しでも改善されるところがあれば、今後も改善をしていっていただきたいなというふうにお願いをしておきます。

それでは最後の関連質問に移りますが、特別職の職員で非常勤の者の報酬についてですが、これは一度先ほど答弁ありましたとおり、改定を27年4月からしていただきました。これについては10%程度ということで、非常に感謝された方もおったんですが、ただ、こういう数字の部分によその町村とすぐ比べられますから、一般住民の方も。この数字の部分がどうしても他町より低いと、波佐見町元気なんです、元気なら元気なようにやっぱり数字的にも上げられるところは上げるべきなのかなというふうなところで思っております。

現況ちょっと整理だけをしておきます。近隣だけ整理をしておきますが、東彼分内で10%でだいぶ縮まってまいりましたが、代表的なところでいけば各種委員会の委員の日当でございますが。改定されたあとはたぶん波佐見町は日額5,300円というところであると思っておりますが、川棚が今、日額6,000円、東彼杵町が恐らく、調べたんで間違いのないと思うんですが、間違いがあれば御指摘いただきたいんですが、日額5,400円、委員の方がですね。ここで5,300円と6,000円、川棚だけ比べたら700円あるんですが、たかが700円かっておっしゃるかもしれませんが、やっぱりここの1割強というのは、見るものからすれば、これ数字だけ見れば川棚のほうが元気なような感じを受けるんですね、どうしても。だから、今までの財政状況を見ますと繰越金も多いようですし、やっぱり戻すときは戻して、苦しいときはまた下げてというお願いをせんばいかんでしょうから、今はそういう時期じゃないという御答弁でしたんでこれ以上は申しませんが、やっぱりここの数字の部分をもう少し上げられれば上げていただきたいと思うんですが、再度この辺の考え方についてはいかがですか。

○議長（川田保則君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

おっしゃることは十分理解をいたしておりますが、二年前に特別職報酬等審議会におきまして、一応審議をしていただきました。当然、下げるときは下げるときにそういった根拠、あるいはそれを上げるときには上げるときにの根拠が必要だろうということで、その根拠

をどこに求めるかということは当然議論になったところでございまして、前回の2年前に審議をいただいたときも、財政状況を勘案をしてということが基本的な根拠になっておりますので、その財政状況がどの程度改善をしたのかということについても資料を御提示をしたところでございます。

ですから、その財政状況の改善部分を考慮されて、10%のアップということになったわけでございますけれども、町長の答弁にもありましたとおり、さらにこれを元の状態ぐらいいまでに戻すということそのものが今の時点で適当なのかどうか、その場合に、上げるとした場合の根拠がどうなのかということが恐らく焦点に、論点になってくると思いますので、現時点においてはまだ時期尚早なのかなと。その時期が早いか遅いか、あるいはどの時期が適当なのかということはまだ今後研究をしていったり、あるいは財政状況がどう変わっていくか、そういったところも見きわめながら判断をしていくべきものだろうと思いますので、現在においては先ほど申しました、いわゆる上げるべき根拠が本当に適当なのかどうか、その辺を考えた場合に、今はその時期ではないんじゃないかと、そういう判断をしているということでございます。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

行政側は、できるだけお金を使わないようにという御意思は十分理解できます。そういう意図も十分理解はできますが、なんせ数字であらわれている部分ですから、例えば今、各種委員だけ言いましたが、例えばほかの教育委員からずっとありますが、そこを見ても1割から多いところで2割ぐらい差があるんですね、近隣のあれからしても。だからそう言われたときに、我らもどうしても説明もつかないところもあるんですね。元気って言いようやんかっということ、言いよつとに何で我々んとはいっちょんこうしてくれんってという方も年に何回かいらっしゃいますから、その辺のことは現況は御存じでしょうが、一般の町民の方に仕事をお願いするわけですから、近隣の町村ぐらいいは機会があれば引き上げていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（川田保則君）

以上で、1番 百武辰美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時から再開します。

午前11時35分 休憩

午後1時 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、8番 太田一彦議員。

○8番（太田一彦君）

こんにちは。先に通告しておりましたとおり、防災対策についてと教育行政についての二項目を質問いたします。

初めに防災対策について。

6月議会の答弁で、町職員の自主防災リーダーを計画的に養成することを前向きに検討するということでしたが、どのようになっているのかをお尋ねいたします。

次に、本町の総合文化会館に太陽光発電設備が設置されますが、その用途は災害時避難施設としての非常用電力設備とあります。この予算の約50%をリチウムイオン蓄電池に使われるということですが、その目的は果たせるのでしょうか。ほかに、より現実的な対策、準備が必要ではないでしょうか。

最後に、大規模災害時には長期的な停電も予想されます。本町地域防災計画書に記載されている32カ所の収容避難所に発電機を準備するべきではないでしょうか。

続きまして、教育行政について。

先月8月8日に、第10回はさみこどもサミットが本町の3小学校と中学校からの代表の児童・生徒の参加によって行われました。テーマは「波佐見町を見つめてみよう、今私たちに何ができるかを」で、議題が「テレビやゲームなどのメディアとの付き合い方を考えよう」という、今直面している重要な問題についての内容でした。各学校からの意見等を集約して出された結論は、1、毎日の食事のときはノーテレビ、ノーゲームとする。2、スマホやゲームを長時間使用しないために、夜9時以降は使用しない。ただし、テレビは除くでした。子供たちが導き出した結論ではありますが、保護者、地域住民の方も一緒に取り組んでいかなければならないと思います。今後どのように周知し、実施していくのかをお尋ねいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（川田保則君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

8番 太田議員の御質問にお答えいたします。

まず、防災対策について。

6月議会の答弁で、町職員の自主防災リーダーを計画的に養成することを前向きに検討するということがあったが、どのようになっているかという御質問ですが、自主防災リーダーの養成に係る研修制度は、把握しているものでは、いずれも県の機関が開催するものですが、一般住民を対象とした長崎県防災推進員養成講座と防災士がいない地区の消防団員を対象とした消防団防災力向上研修の二つがあります。消防団員であればどちらの研修も受けられますので、今年度は9月に開催される研修会に、本部分団に所属している職員1名が参加することとしています。

女性消防団員の取り組みでは、2年前に応急手当普及員の資格を取得しており、本年も職員3名を含む5名が応急手当指導員の資格を取得するため、4回の講習を受ける計画です。

また、防災推進員養成講座については、今年度7月と10月の2回、それぞれ三日間ずつ開催される予定で、10月開催分については職員にも周知を図り、参加を募っているところです。

職員が広範囲の知識を習得することは非常に有意義であることは当然理解していますが、研修も土曜、日曜を含む三日間で、職員もそれぞれ担当の業務を担っていることもあり、自主的な取り組みを促す形としています。もちろん、総務課の防災担当となった職員については、相応の研修等もありますので、必ず受講することとしております。

次に、総合文化会館に太陽光発電設備が設置されるが、その用途は災害時避難施設としての非常用電力設備とある。この予算の約50%をリチウムイオン蓄電池に使われるというが、その目的は果たせるのかと。ほかに、より現実的な対策、準備が必要ではないかという御質問ですが、今回整備をします総合文化会館の太陽光発電設備は、太陽光パネルを設置する研修棟の屋上スペースを活用し、その面積に応じたもので、パネル84枚、低格出力240ワット、蓄電池は30キロワットアワーとなっています。蓄電池の使用は館内の照明等に限られ、24時間使用可能な容量となっていますが、使用時間を延ばすためには、使用する機器の量を減らすか、パネルと蓄電池を増やす必要があります。増設に関しては、パネルの設置スペースの問題がありますので、物理的に難しいと思われまます。これまでは、非常用の電源設備がなかったところであり、今回の設備が整ったことによって、非常時の避難所としての機能がさら



に向上することは確実でありますので、その目的は果たせるものと考えています。

近年の災害による停電の状況を見た場合、1時間を超えるような停電の実態は、昭和43年の大雪災害以来、ほとんど記憶にないほど少ないと思われまゝです。災害の規模にもよると思われますが、仮に大規模な災害が発生し、蓄電池でも対応できないような実態が出てきた場合は、蓄電池を使用している時間を利用して大型の発電機を調達するなど、次の対策を講じていくこととなります。

次に、大規模災害時には長期的な停電も想定される。本町地域防災計画書に記載されている32カ所の収容避難所に発電機を準備するべきではないかという御質問ですが、本町の地域防災計画書には、収容避難所の32カ所が指定されていますが、配備すべき備品や備蓄品までの内容については盛り込んでいないのが現状です。8月までに終了しました行政報告会におきましても、先の避難勧告発表以来、防災や住民避難に関する関心が高まっていることは直接感じ取ってまいりましたので、避難所に配備すべきものや配備できるもの、避難者があった場合の対応要領等もつくっていくように準備にかかったところであります。

その中で、発電機に関しては、前に答弁しました停電の発生が、どの程度の頻度で起こるかとの想定に関わることになり、その点を考慮した場合、小型の発電機でも1基10万円程度する備品の購入と避難所への配備は、今のところ考えておりません。ただし、消防の各分団が保有している発電機でも10台、原子力防災等の備品配備でも10台程度の保有がありますので、必要に応じ活用することは可能です。また、長期的な規模が大きくなった場合は、事業者からの借り上げ調達も手法としておくべきと考えています。

教育行政についての質問は、教育委員会より答弁があります。

○議長（川田保則君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

太田一彦議員の御質問にお答えをいたします。

教育行政、子どもサミットについて。

先日、第10回はさみ子どもサミットが行われた。議題が「テレビやゲームなどのメディアとのつきあい方を考えよう」という今、直面している重要な問題についての内容であった。各学校からの意見等を集約して出された結論は、一つには、毎日の食事のときはノーテレビ、ノーゲームとする。いま一つは、スマホ、ゲームを長時間しないために、夜9時以降は使用しない、ただしテレビは除くであった。子供たちが導き出した結論であるが、保護者、地域

住民も一緒に取り組んでいかなければならないと思う。今後、どのように周知啓蒙し、実施していくのかのお尋ねでございますが、はさみ子どもサミットは、自分たちの周りの生活環境や出来事に積極的に関心を持ち、よりよい生活を求めるとともに、課題や改善すべきことについては主体的に取り組んでいこうとする姿勢を醸成し、究極的には郷土を愛し、郷土を誇りに思う心情を育成することを目的に、平成19年度から開催している本町独自の取り組みであり、「波佐見町を見つめてみよう、今何ができるか」をメインテーマとし、その年度ごとに子供たちが主体的に考え、実施できる課題を定めています。その課題について、事前に各学校で協議を行い、サミットにおいて論議を深めて、町全体で実施する内容を決定し、町内の全学校で実践しているところです。

本年度においては、「テレビやゲームなどのメディアとのつきあい方を考えよう」をテーマに定めたところですが、今回、論議となったテレビ視聴やゲーム使用について、4月に行った調査では、小学校では、1日1時間から2時間未満視聴する子供が26.7%で最も多く、また、中学校では、2時間から3時間未満が最も多い33.3%となっており、学年が進むにつれて、視聴が長くなる傾向にあります。

一方、ゲームについては、小学生では、全くしないが36.6%と最も多いものの、2番目が30分未満で20.9%、中学校でも、全くしないが最も多く39.4%であります。2番目が30分から1時間未満使用するが26.3%となっており、ゲームについては学年が進むにつれて二極化する傾向にあります。

テレビの視聴やゲームの使用については、以前から規則的な生活を送る上で配慮しなければならない事項として、学校側においても、児童・生徒に対し、事あるごとに指導してきたところですので、今回の子どもサミットのテーマは、実に時宜を得た内容だったと思います。

議員御覧のとおり、本町の子どもサミットは教師のサポートはありますが、進行から論議、結論まで子供たちが主体となって行っていることが大きな特徴で、子供たちなりの活発な意見があり、大変有意義であったと考えているところです。

今回の結論については、一つ目として「毎日の食事の時はノーテレビ・ノーゲームとする」、二つ目として「スマホやゲームを長時間使用しないために、夜9時以降は使用しない、ただしテレビは除く」でした。

一つ目については、食育や家庭の日の観点からも有効であり、また二つ目のスマホやゲーム使用については、教育委員会でも問題認識を持って指導してきたところでもありますので、

今回のサミットを契機に、議員お説のとおり、子供たちの純粋で素直な発想から生まれた課題を保護者や地域住民と一体となって取り組み、その成果を上げる必要があると考えます。

具体的には、各学校の取り組みと検証を統一する必要があるため、取り組み検証のためのチェックシートを作成することとしていますので、担当教師と教育委員会との協議を2学期も継続し、チェックシートについては、協議に基づいて教育委員会において統一したものを作成したいと考えています。

また、各学校で今回の決定内容をポスターとして作成し、児童・生徒に啓蒙することとなっておりますので、各学校の進捗状況を随時確認してまいりたいとも考えております。

さらに、今回決定した事項及び取り組みの内容については、各学校の学校便り、学級便りを通じ、保護者への協力と実践を促すとともに、町広報誌を通じて地域住民の皆さんにもその取り組みについて周知してまいりたいと思います。

また、教育委員会においても、青少年健全育成会議等を通じて普及啓蒙を行うとともに、これら学校での取り組みの成果については、次年度の子どもサミットにおいて発表することになりますので、今後定期的に学校側と協議を行いながら、その進捗状況を検証し、今回の活動が児童・生徒・保護者等に根づくよう取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（川田保則君） 太田議員。

○8番（太田一彦君）

それでは再質問をさせていただきたいと思いますが、まず防災対策についてです。

1番目の私の6月議会の答弁の中で検討していただくということで、答弁にもありましたように、計画的にこれは進めていただいているなという感じがいたしますが、ここにそういう方たちの意見をぜひ新庁舎建設等にも生かしていただきたい。新庁舎建設というのが、防災の拠点ということでつくられます。そういう方々の意見を十分に考慮し、前にもありましたように、例えば103カ所のため池が波佐見にはあります。そのうち16カ所が重要防水ため池となっています。例えばこういうものが決壊したときには、安全な位置になるのかどうかとか、そういう部分も含めてこういう方たちの御意見等を十分参考にしながら、あるいはまたそれらの専門家の人たちも含めてしていただきたいなと思っておりますので、こういう意識の高い方を職員の人たちが増えていきますと、非常に防災に対する意識が高まって、よりよいまちづくり、より安心なまちづくりにつながっていくのではないかと思いますので、ぜひこれを計画的に促進していただきたいと思います。

まずその答弁をお願いいたします。

○議長（川田保則君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

いわゆる防災に関する意識を高めるため、職員のそういった防災に関する知識の養成を計画的にしてくださいというような趣旨だと思いますが、防災に関しては、今答弁にもありましたとおり、防災の担当になった職員については、適時そういった研修等がありますので、参加をしてそういった認識を深めていく、あるいは知識を習得していくということをいたしております。

また、職員についても、もちろん計画的にもしくは一定の水準、あるいは一定の割合ぐらいままで増やしていければそれに越したことはないんですけども、当然、職員といえども担当の仕事も持っております。それから、波佐見町の職員は特に地域に関わるようないろんな仕事も積極的にしてくださいということで、そういった関わりもやってる職員もたくさんおります。特にこういった研修については、普段の仕事を持っているという上で、土曜とか日曜にそういった研修があるわけですけども、こちらから強制的にというのはかなり厳しい部分がありますので、今の段階ではそういった研修があるようなときには、職員の自主性を重んじて、行きませんか、行ってみませんか、そういった形で促して、意欲がある職員については、そういった要請をしているという状況でございますので、こちら防災の担当からして計画的にできるかどうかについては、もうちょっと疑問な点があるんじゃないかと思っております。やっぱり職員も本来の仕事が第一でございますので、それを重視した上で、もし余裕があればそういった中で研修を深めていっていただきたいと、そういうふうには考えております。

○議長（川田保則君） 太田議員。

○8番（太田一彦君）

少しずつでも増やしていただければなと思います。

次に、今回、総合文化会館に太陽光発電設備が設置されます。これは、指名競争入札によりまして、4,714万812円で落札されました。答弁の中にありましたように、太陽光パネル84枚、リチウムイオン蓄電池一式、そして屋内高所照明LED24台、高効率照明LED50台分の価格なわけですけども、答弁にもありましたけども、非常用電力設備、災害時の非常用電力設備ということについて、本当に適していると言えるのかなと私は疑問に思うわけです。

ね。近年の災害というのは、非常に大きなもの、あるいは今までにないようなもの、停電が長く続くようなものっていうのも結構あると思います。そういうものに今からどうやって対応していくのかなというのがありますし、防災というのは非常に難しいと思います。確かに。

さまざまな種類、さまざまな要件によってその対策というのが講じられなければいけないと思うんですが、まず今回の太陽光及びリチウム蓄電池というのが、本当に非常用電力設備として役立つのかというのをまず思います。というのが、災害時にはおおよそ天候悪いと思うんですね。天候が悪いのが続いて、恐らく災害につながると思いますので、そのときは太陽は、要するに晴れの日というのは少ないんじゃないのかなと。ということになると、蓄電池の容量も少なくなってるはずですので、そういう意味からも一体どうなのかなと。この非常用電力設備としてのリチウムイオン蓄電池というのが、それだけの機能をもっているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの御質問でございますけれども、今回、体育センターとか文化会館に設置しました蓄電池の能力で、最大で24時間の電力供給は可能というふうにお答えをしておりましたけれども、これはあくまでも太陽光パネルからの発電というものを考えずに、蓄電池だけの能力で見た場合ということでございますので、当然、災害時においても太陽光パネルからの発電が継続的に供給されれば、悪天候も想定はされますけれども、ある程度は発電をいたしますので、今回の熊本地震におきましても、最大停電戸数が48万戸と言われておまして、そのうちの4分の3程度が翌日には停電の解消につながったということもあります。こういった熊本地震のような激甚災害に指定されるような災害でない限りは、24時間以内の電力復旧ということが見込まれると思っておりますので、そういう点から言いますと、今回の発電設備につきましては、災害時における初期対応という目的には十分対応ができるというふうに考えております。

○議長（川田保則君） 太田議員。

○8番（太田一彦君）

そのような考え方なわけですね。最近では太陽光発電に限らず、再生可能エネルギーに頼る、原発事故以来、その再生可能エネルギーを見直してといたしますか、これに移行しようという部分と、やはりバランス的に分散しようというのが考え方としてあると思います。

ただ、今答弁でありましたけれども、あんまり長い時間の停電がないという前提でやってらっしゃいますが、今後は長期の停電というのも必ず考えとかなければいけないと思うんですね。それは想定してないっていうのは間違ってると思いますので、今から想定内に入れて先ほど答弁にありましたように、実際、発電機が消防団に10台、それから別に10台というお話がありました。これらの10台の日頃の点検というのほどのようにされているのかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（川田保則君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まず、発電機の保有の状況についてでございますけれども、まず消防の分団にもそれぞれ最低1台はあるようでございますので、消防団に関しては、月に2回程度の定時の訓練を行っておりますので、発電機の手入れも行われているものと思います。

それから、本部分団のほうにも配備をいたしておまして、その分についても、月に1回もしくは2回程度の点検を常にやっております。

それから、原子力防災関係で配備がなされております発電機も10台程度あるようでございますけれども、この備品につきましては、頻度はそれほど高くはありませんけれども、1年に1回もしくは2回程度の点検を行っている状況でございます。

○議長（川田保則君） 太田議員。

○8番（太田一彦君）

これらの発電機の大きさ、出力の部分というのは、おわかりになれば答弁いただきたいと思えます。

○議長（川田保則君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

個別の発電機の能力までちょっとつかんでおりませんが、若干差がありまして、大きいものは工事用の提灯型の照明器具がありますけれども、そういったものに接続をして発電をする能力があります。それ以外につきましては、AC用の電源のコンセントが二つついている程度でございますので、通常の照明器具であれば、五、六個もしくはそれ以上の照明器具は設置できるぐらいの能力はあるんじゃないかと思っております。

○議長（川田保則君） 太田議員。

○8番（太田一彦君）

その能力は事前に把握をしておいていただきたいと思います。

熊本大地震のときに、実は熊本県内の給油所、要するにガソリンスタンドが800カ所ありまして、そのうち約4割が停電により営業できなかつた。つまり給油ができないんですね。今はデジタルになってまして、電源が遮断されると給油ができなくなるっていう状態があります。それを受けて実は長崎新聞の8月26日付で載ってるんですが、全国8,000カ所に拠点給油所をつくと。これはガソリンスタンドに自家発電機の購入を全額補助するという制度です。これを8,000カ所ということで、経済産業省が今から進めてまいりますということですが、波佐見町で、あるいは近隣の町でそういうスタンドがあるのかどうか、こちらでおわかりになるかどうかをお尋ねしたいんですが。

○議長（川田保則君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

その件についての詳細については把握いたしておりません。

○議長（川田保則君） 太田議員。

○8番（太田一彦君）

その点についても、県あたりに問い合わせさせていただきながら、ひょっとしたら3町で1カ所とかになるかもしれませんが、本町でもぜひ1カ所ぐらいはそういう給油所を設けていただければなと思います。

当時、熊本では4割しか営業できなかつたがために、給油所を探し求める被災者の車が列となって各地で渋滞が発生したと。これ、その稼働状況が公表されたのは4月16日の本震から四日後だったということです。ですからこういうことも頭に入れながら対応をしていただきたいと思います。

そういうことで、これからも、要するに先ほどありましたけど、太陽光パネルを設置しているところが恐らく庁舎、体育センター、ウエイブホール、いわゆる今回の総合文化会館、これだけだと思うんですが、これからも結局そういう機会があればもっと増やしていけるのかどうか、それともほかの再生可能エネルギーを活用した電力の確保といいますか、そういうものを目指されるのか、町としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

26年度から今年度まで、年次的に整備してきましたこの太陽光発電設備につきましては、

長崎県の再生可能エネルギー等導入推進基金というものを活用しまして、100%の補助で整備をいたしております。

今後につきましては、こういった有利な補助があるということはちょっと聞いておりませんので、当面は、こういった有利な補助金があれば検討したいと思えますけれども、現在のところこれ以上のことは考えておりません。

○議長（川田保則君） 太田議員。

○8番（太田一彦君）

ほかに考えられる電源としてはといたしますか、電力の考え方としては風力発電とか地熱発電とかあると思うんですけども、そのほかにもまだあるかもしれませんので、そういう研究も同時にしておいていただきたいなど。そして機会があれば、そういう補助金を使って設備をしていただき、いわゆる太陽光だけに限らない、頼らない、ほかの分散の仕方も考えておいていただきたいなど、防災についてはそのように考えます。

それから、太陽光パネルについては、これもちょっといろいろな人と話をしても、実際にこれを交換する時期、あるいはこれを廃棄しなきゃいけない時期になったときに、太陽光パネル自体がまだ本当の処理の方法というのが確立していないという話も聞きますので、ぜひほかの電力のことも再生可能エネルギーのことを考慮に入れながら、検討しながら、それは研究をしておいていただきたいと思えますので、この辺はしっかりやっと思っていただきたいと思えます。

次に、教育行政のほうに移りたいと思えます。

先ほど教育長から答弁いただきましてありがとうございました。

こういう問題にしっかり取り組んでいращやるということを非常に嬉しく思いますし、また、本当にこれから子供たちにとって大変な大きな問題だし、ただ、スマホというのは悪いばかりではありません。いいこともいっぱいありますので、これをメリットとして使えば、本当に有意義に使える道具ですので、そのような形で――。むしろ例えば佐賀県は全部タブレットを持っていますので、今全ての情報は、連絡網とか何とかは、そういうSNSを中心とした連絡網になってますので、むしろ隣の県はそういうものを積極的に使ってるということですね。もちろんその反面、こういう形で危険な目に遭う子供たちもありますし、あるいはこのラインとかブログ、ツイッター等にのめり込んでしまっていて、夜寝られなくなったりして学校に行けなくなる。あるいは、いじめの道具に使われたり、そういうこともありま



す。これは副産物として、デメリットとして、こういう道具というのがあると思います。

しかし、今から小学校に上がる子供たちっていうのは、生まれたときからスマホがあります。ゲームがあります。よりよい使い方を勧めていくために、今回の話し合いは非常によかったと思います。子供たちには、先ほどお聞きしたら、全校的に話し合いをした上で今回のサミットにみんな参加してるというふうにお聞きしました。子供たちのほうがこういう認識があっても、保護者が知らなかったりとか、保護者には知らせてなかったりすると、逆に保護者が別に気にしないで長時間使ってるとか、あるいは夜遅くまで使ってるという実態が出てくるかもしれませんので、ぜひこれは同時に進行していかなければいけないし、私自身も余り知らなかったことだったので、ぜひそういう形で、波佐見町全体で、まず大人が知ることが必要なんじゃないかなあとと思います。大人のほうが、むしろスマホやゲームに対しての認識がないと思うんですね。よく理解してないと思います。そういうところから、大人のほうがそういうものをちゃんと理解した上で、子供たちに正しい使い方、正しいあり方を伝えていければなと思いますが、その辺のところいかがでしょうか。

○議長（川田保則君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

ただいま議員が申されたとおりでございまして、今回の問題は当然子供たちだけの問題ではなくて、やはり親子、そして議員申されますように、地域も含めてこの問題に取り組んでいかなければならない。そうしないと、やはり格差が出てまいります。非常に熱心に取り組む家庭、非常に無関心な家庭、そういうようなものの中に生活する子供たちの格差が出てくる、これが一番怖いと我々は思っております。

ですから、今回も私は三つの言葉をキーワードとして捉えてるわけですが、一つは啓蒙。しっかりと保護者、地域の人たちに伝え、そして啓蒙したことを理解していただく。そして理解していたことを理解されてるかどうかというのを検証する、啓蒙、理解、検証と、この三つを今回の私はサミットから得たキーワードだと捉えておりまして、その一点目の啓蒙につきましては、先ほど答弁でもいたしましたように、学校便りとか、あるいは参観日、あるいは町の広報誌等々を通じて、できるだけ多くの機会を得て大人の目に触れる、そして理解をするというような状況に持っていければ一番いいのではないかというふうに思いますし、これを今年度だけに終わらせるのではなくて、これはずっと続けなければいけないことですので、継続的な我々の努力というものも必要であろうというふうに考えております。

○議長（川田保則君） 太田議員。

○8番（太田一彦君）

その点にもう本当に集約されると思うんですが、今回こういうことが、第10回はさみ子どもサミットがあって、こういう内容でしたよというのをたまたまもう子供さんが卒業された保護者の方に申し上げたら、自分のときにこれがあつたらなと言われてました。要するに、自分の家でもなかなかやめさせられないとか、長時間使用を禁止できないとか、やっぱみんなやってるからとか、そういうのが非常に多いみたいですね。

一方、このサミットに参加した子供が自分で発言したものだから、自分で言った以上どうもやめてみたいだということもありまして、やはり子供たちにまずそれぞれ認識してもらって、自分たちが決めた事柄だと。この一、二ですね、これを自分たちが決めたっていうのをほんとに納得してもらって、そしてさらにそれを保護者の方がしっかり把握していただいて、実態として本当にこういう形になっていくことを非常に期待してますし、望みます。

今後、言いましたように、スマホというのは非常に活用できる道具ですので、子供たちに危ない使い方じゃなくて、いい使い方、よりメリットになるような使い方をどんどん指導していけるようにむしろなってもらいたいと思いますので。

そういう部分を、実はこれは提案なんですけど、諫早市が土曜学習会、土曜授業を大幅に今度また増加するというので、きのうの新聞に載ってましたね。諫早市の小学校が、昨年度は11校だったらしいんですが、今年度は40校に増やすと、小中学校をですね。こういうときにこのスマホの、例えば授業に当てるとか、知ってもらう機会に当てるとか、そのときに親御さんが出てくるかどうかわかりませんが、そういう機会も一緒に使いながら検討をしていただければなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（川田保則君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

諫早の例をおっしゃいましたが、いわゆる学校に皆さん出てくる土曜授業のときの啓蒙の仕方だろうと思います。具体的に、波佐見町は土曜日の現在のところやっておりますが、今後そういう機会がありましたら、学校とも協議をしながら十分に進めてまいりたいというふうには思います。参考にさせていただきます。

○議長（川田保則君） 太田議員。

○8番（太田一彦君）

それではちょっとこのスマホについても一回防災のほうに戻りますけども、実は6月だったですかね、かなり雨がひどいとき、いわゆる警報が出されて対策本部が設置されるような大雨のときに、例えば裏の川が増水してあふれそうだとか、今にも壊れそうだとかというときに、スマホを利用して映像、画像、写真だったりとか動画だったりとかを配信、例えば災害対策本部のほうにそのまま送れるような、そういう仕組みつくれませんかって聞かれたんですよ。うちの写真とったんですけど、こんな状態ですって消防の方に見せたら、すごいですね、こんななってたんですかというような状況があったと。それをそのまま町の対策本部に送れるような仕組みをつくってくれば、例えばどういう状況ですかって聞かなくても、一瞬にわかると。説明するのが大変だと、災害の説明というのは。慌ててるし、こうだ、ああだと言っても、なかなか伝わらないと。だけでも画像だったり動画だったりすると、それが一瞬にして伝わるんじゃないですかって、こういうふうに言われたんですよ。ちょっとそういうことができるのか、あるいはそういうことが今後進めていけるのかどうか、可能性も含めて教えていただきたいと思います。

○議長（川田保則君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

防災関係につきましては、現在、防災行政無線のデジタル化を図っておりますので、今のところはいわゆる文字情報、防災メールに登録をされた方については、文字の情報あるいは個別の受信機では音声の情報もですけども、そういった情報を伝達することはできるようになっております。

逆に、住民の皆さんのほうからこちらのほうに情報をいただく、そういったところまでについては、現在できるようにはなっておりませんが、こういった技術が進んでる時代でもございますので、ひょっとすれば可能な部分があるかもしれませんので、それちょっと研究をさせてもらいたいと思います。

○議長（川田保則君） 太田議員。

○8番（太田一彦君）

このことはぜひ進めていただきたいと思います。かなり有効だと思います。現地に職員の方が行かなくても、消防団の派遣ができたりとか、対応が即座にできると思いますので、研究の余地が十分にあると思います。よろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（川田保則君）

以上で、8番 太田一彦議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後2時00分より再開します。

午後1時43分 休憩

午後2時 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、4番 古川千秋議員。

○4番（古川千秋君）

それでは、ただいまより一般質問を行いたいと思います。

ことしの夏は猛暑続きで、7月14日以降約1カ月半、雨らしい雨が降らず、高温少雨で農作物などへの被害が懸念されているところであります。特にこれからの秋、冬に向けて収穫される農作物の影響が特に心配されておるところであります。また、例年になく全国各地で1時間に100ミリを越す雨量が記録されるなど、極地豪雨や東日本、北海道地方に甚大な台風被害をもたらすなど、気象変動による災害が多発しているところであります。本町における大規模災害は、平成2年7月の集中豪雨以来、発生しておりませんが、日ごろから防災対策と住民一人一人の防災意識の高揚が重要とされるところであります。

それでは、通告しておりました3点の事項について、町長の所信をお伺いいたします。

まず1点目の、全国棚田（千枚田）サミットの開催についてであります。

来年9月28日から29日の二日間、全国棚田百選に認定されている鬼木地区を舞台に、第23回全国棚田サミットが本町で開催される計画になっております。また、先般7月には、次期開催地としての引き継ぎと開催内容などを参考にするため、鬼木地区の皆さんとサミットへの参加をされてきたところであります。現在、開催計画に向けて実行委員会と運営委員会を組織され、計画内容について種々協議検討されているところであります。

御承知のように、サミットは棚田を地域資源に、農地の保全継承や文化的な価値などをテーマとして開催されてきているところでありますが、本町では何を主眼として企画、準備されるか、基本的な町の考えをお伺いいたします。

また、今回の開催を契機といたしまして、新たな中山間地農業の振興を図る考えはあられ

るのか、あわせてお伺いいたします。

次に、2点目の健康づくり運動の推進についてであります。

本件については、昨年12月定例会でも申し上げてきたところでありますが、そのときの答弁では、健康管理や疾病予防に関わる自助努力の支援として、健康づくりの自助への取り組みを検討するというふうな答弁でありました。

また、担当課長の答弁では、28年度からポイント制を導入し、始めてみたいというふうな回答でありました。しかし新年度に入り、何ら事業内容が明らかにされないことから、再度質問をするものであります。

言うまでもなく、「こころ（気）、たべる（食）、うごく（運動）」の心身機能の維持向上により、生活習慣病などの健康上のリスクが回避され、健康寿命の延伸が可能とされています。他自治体と同様、毎年高齢化の進行とともに増え続ける介護医療給付費の低減につなげるため、脳機能の低下を防ぎ、運動器を鍛えるなど、日ごろより健康寿命を延ばす健康づくり運動に取り組むことが必要と思いますが、どうかお伺いいたします。

また本来、健康づくりは住民一人一人自発的な行動によって行われるものでありますが、その健康づくりの行動を支援できるような環境を整えることは行政の果たすべき役割と思いますが、あわせてお伺いいたします。

次に3点目は、空き教室の活用についてであります。

少子化に伴う児童・生徒数の減少により、現在使用されていない、いわゆる空き教室が各学校にあると聞きます。全国では約6万5,000室あるとも言われています。また、文部科学省においては、余裕教室、廃校施設の有効活用を奨励し、支援制度などを充実されてきています。これらの教室を遊休化すべきではなく、有効活用すべきと思いますが、現状とあわせてお伺いいたします。

以上壇上からの質問を終わります。あとは発言席から再質問させていただきます。

○議長（川田保則君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

4番 古川議員の御質問にお答えいたします。

全国棚田サミットに開催についてでございますが、第23回全国棚田サミットが、来年9月28日、29日までの二日間、鬼木地区を舞台に本町で開催される計画になっています。

サミットは、棚田を地域資源に、農地保全継承、文化的価値などをテーマとして開催され

ているが、本町では何を主眼として企画、準備すべきか、また開催を契機として新たな中山間地農業の振興を図る考えはあるのかという御質問ですが、全国棚田（千枚田）サミットは、平成7年に高知県梶原町で第1回が開催されて以来、日本の棚田百選に認定されている地域において毎年開催されているイベントであります。本町の鬼木棚田は、平成11年にその認定を受け、翌平成12年からは、地域住民主導による鬼木棚田まつりが開催されており、本町の交流人口拡大への一翼を担っている一大イベントとして注目を浴びているところであります。

本町がサミット開催地として決定されたのは、平成26年10月の全国棚田（千枚田）連絡協議会総会においてであります。長崎県内では、平成20年に長崎市、雲仙市の共同開催以来、2回目の開催となります。先人たちの知恵と努力によって築かれた棚田は、古くから日本農業の生産活動拠点として、また水源の涵養、良好な景観の提供など、多面的機能を発揮してきましたが、厳しい農業条件や高齢化などで荒廃化が進み、今や存亡の危機に直面していると言われております。このような現状を捉え、日本農業の歴史的文化遺産として棚田を保全することの意義や必要性を多くの国民に訴え、理解と合意を得ることを目的に、全国棚田サミットが開催されているものであります。

本町では現在、来年9月28、29日の開催に向けて実行委員会等を設置し、鋭意検討を進めているところであり、7月には、新潟県佐渡市で開催されました第22回全国棚田サミットに本町より37名が参加し、サミット運営状況の視察や本町のアピール活動を精力的に行ってきたところであります。

そこで、本町では何を主眼として企画、準備をしていくのかとお尋ねでございますが、まずサミットを構築していく第一歩としては、開催の目的やテーマとなる基本的な方向性を定める必要があります。過去の開催地においても、その地域の棚田に対する価値観や保存継承の意義などが込められた設定となっており、本町においてもこれらのことを踏まえ、現在実行委員会等で検討中であり、近く決定されるものと思っております。

本町でのサミットの開催の概念としては、やきものと農業で栄えてきた歴史的背景に鑑み、陶農の里として全国にPRする絶好の機会として捉えるとともに、鬼木棚田の素晴らしさやその棚田を守り続けている人々の強かさなどを御紹介できればと考えているところです。

また、このサミットを契機に、新たな中山間地域農業の振興を図る考えはないかとの御質問ですが、御承知のとおり、本町では13集落の中山間地域と協定を結び、国や県と連携し、農業生産活動への支援を行っているところでありますが、これらの地域の皆さんにもサミットへの

積極的な参加をお願いし、全国の棚田ファンの皆さんとの交流や情報交換を通して、新たな発想や活動の動きなどが芽生えてきたときには、行政としても最大限の支援に努めてまいりたいと考えます。

次に、健康づくり運動の推進についてですが、心身機能の維持向上により、高齢化の進行とともに増え続ける介護医療給付費の低減につなげるため、健康寿命を延ばす健康づくり運動に取り組む必要があると思うがどうかという御質問です。

また、本来健康づくりは住民一人一人の自発的な行動によって行われるものであるが、その健康づくりの行動を支援できるような環境を整えることが行政の果たすべき役割と思うがどうかという御質問ですが、本町の平均寿命は、男性79.0歳、女性86.7歳で、健康寿命は、男性64.8歳、女性66.7歳、平均寿命と健康寿命に男性では14.2歳、女性で20歳と大きな開きを生じています。健康寿命を延ばすことは住民の幸せとともに、増え続ける介護医療給付費の低減、財政の健全化につながるものであり、町が取り組むべき喫緊の課題であります。本町の場合、介護状態になる原因として、認知症、転倒骨折、高齢による衰弱、脳卒中などがあります。健康増進や体力向上のために身体活動量を増やし、運動を実施することは、個人の抱える多様かつ個別の健康課題の改善につながります。

主な生活習慣病の予防とともに、脳、筋肉、骨、関節などに障害が生じる運動器症候群によって、日常生活に支障が生じないようにするための身体活動・運動が重要になります。

町では運動の取り組みとして、19歳から64歳を対象にしてはっぴ〜運動教室、65歳以上を対象にしたにこにこ元気教室を開催し、ストレッチや有酸素運動、筋力トレーニングを行っています。また、ヘルシーウォークを桜づつみで行い、好評を得ているところです。

介護保険被保険者証の交付を65歳になる前の月に行っていますが、今年度から交付の際にはスクエアステップなどの軽運動を行い、健康づくりに関心を持ってもらうようにしています。

またそのほかにも、65歳以上の方を対象に週1回開催している、認知症予防教室わくわく、3B体操、元気がでる学校などがあります。

環境整備につきましては、先ほど述べましたように、広く町民に呼びかけ、運動教室を開催するとともに、桜づつみ河川公園では多くの方がウォーキングを楽しまれるなど、住民個人においても健康づくりに取り組んでおられます。

また、特定非営利法人ルピナス倶楽部も、体育センターに拠点を置き、歩く脳トレ教室な

どを開催するなど、健康寿命の延伸に寄与しています。

今後はこれまでの取り組みをさらに推進するとともに、年代に関係なく取り組めるウオーキングを中心とした健康づくりに取り組んでいきたいと考えています。

空き教室の活用については、教育委員会より答弁があります。

○議長（川田保則君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

古川千秋議員の御質問にお答えをいたします。

空き教室の活用について。

少子化に伴う児童・生徒の減少により、現在使用されていない、いわゆる空き教室は各学校に何室かあると聞く。また文部科学省等においても、余裕・廃校施設の有効活用を奨励し、支援制度なども充実されてきている。これらの教室を遊休化すべきでなく、有効活用すべきと思うがどうかというお尋ねでございます。

本町の各小学校の保有教室数ですが、公立学校施設台帳によると、東小学校は23教室、中央小学校は29教室、南小学校は26教室、中学校は33教室となっており、そのうち特別支援教育を含む通常授業を行う普通教室は、東小学校8教室、中央小学校15教室、南小学校15教室、中学校は14教室で、その他の教室は、理科教室など専門的な授業や特別な活動を行う教室になっています。

各学校の教室数については、設計時の児童・生徒数に加え、将来の児童・生徒の推移、授業の使用目的等を総合的に判断の上、当時の文部省の基準により決定しているところですが、その後の児童・生徒数の推移や学習内容の変遷に伴い、その使用形態も変化しているところ です。

特に議員お説の少子化に伴い、文部科学省において児童・生徒の減少により、将来とも恒久的に余裕と見込まれる普通教室を余裕教室として、学習方法、指導方法の多様化に対応する教室に活用することや、学校施設の財産処分を行ったのち、これらの教室を学校施設以外として活用を認めているところ です。

ところで、本町の現状でございますが、少子化に伴い従来の普通授業を行う教室は減少はしましたが、特別支援教育を行う教室は増加しておりますし、また先ほど申し上げた学習方法などの多様化に対応するためのICT教室、習熟度に応じてクラスを再編成する習熟度別教室、算数・数学をはじめとする少人数指導のための教室、体験学習を行う特別活動教室な



どに使用しているため、余裕教室のうち遊休化している、議員お説のいわゆる空き教室は現時点ではございません。

また、本町の児童・生徒数の推移を見た場合、少子化の影響を受けてはおりますが、その減少は緩やかであり、五、六年先をみても、クラスが大きく減少する見込みはありません。一方、特別支援教育の対応や学習方法、指導方法などは多様化をしており、これらに対応する教室は将来も必要となつてまいります。したがいまして、今後においても教室については、余裕教室も含め、本来の学校教育に有効的な活用を図つてまいりたいというふうに考えております。

なお、廃校施設についてですが、御承知のとおり、旧永尾分校においては、現在、永尾・三股の関係者の皆様で利活用を鋭意研究、検討されており、町としても支援を行っているところですので、御理解と御協力をお願いをいたしたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君） 古川議員。

○4番（古川千秋君）

棚田サミットにつきましては、第1回の高知県の梶原町のサミットから本町は参加をしております。それで第2回目が隣の西有田、今現在有田町ですけれども、開催されてきているところであります。

先ほどの町長の答弁の中でも、これまでの歴史を振り返って、やきものと農業、いわゆる陶農をテーマとしてサミットを基本的に持っていくような考え方で示されたわけなんですけれども、やはりこの棚田が全国的に維持するために展開されてる中に、観光開発をテーマとして、棚田が維持されている地域と、要するに鬼木あたり、野々川で体験学習とか川内でも棚田を利用してされておりますが、交流を共生とした棚田の保全事業、それから基本的に棚田を営農の対策、いわゆる基盤整備あたりをきちっと整備をしながら、棚田を維持していくというふうなことで、大きく3部門に分かれて棚田の保全活動つちゅうのがされているということに聞いております。そういうようなことが先ほどの答弁の中からはいきますと、本町の今回のサミットのテーマは、交流、共生というふうなことが一つのものになってくるんじゃないかならうかと感じいたしました。

それと、先ほどの町長の答弁の中にありましたように、非常に棚田の今までの歴史的な背景とか、維持保持されてきた歴史的な背景とか、そういうふうなものがぜひやはり物語として、地域に定着されていくということが棚田の保全につながってくるということでございま

すので、そういうふうなこともぜひ触れられましたように、そういうふうなものも一つ大きく、鬼木の今まで棚田がこの景勝地が保持されてきたものも、大きく前面に出していただきたいなと思いますので、その辺はよろしく願い申し上げたいと思っております。

それと、サミットでやはり最大の問題は、今後の棚田をどういうふうに維持していくかということでございます。そういうような中においたときに、果たしてこれからの棚田での農業を考えた場合に、交流という一つのテーマだけじゃなくして、この野々川から東地区の川内、志折、棚田一応ありますが、この一帯の地域を荒廃させていかんために、もっと中山間地の農業を力を入れて支援をしていかんと、私はだめじゃないかと思うんですけれども、これは一つの今回のサミットの、次回のサミットに大きく取り上げていただいて、前進できるような政策になっていけばと思います、その辺のお考えを再度お聞きしたいと思います。

○議長（川田保則君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

後半の部分で御質問でございますが、中山間地の今後の活性化のあり方についての御質問であったかと思いますが、全国的にもそうですが、棚田をどのような形で保存・活用していくかというのが、大きなこの棚田サミットの狙いであろうというようなことであろうと思います。そういったことで、一番農業条件が厳しい棚田を、どのような形で継承していくかというのが非常に難しい問題ではあるかと思いますが、こういった全国的な棚田サミットを通じて、いろんな本町にも先ほど申しましたように、13の棚田の集落がございますので、そういった方々も積極的に参加をしていただいて、いろんな情報が交換ができるだろうと思いますので、その中においてもいろんなヒントあたりをつかんでいただいて、活用できるものは活用していただきたいというふうなふうに思っておりますので、そういった動きがあれば、町、行政としましても最大限の支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川田保則君） 古川議員。

○4番（古川千秋君）

中山間地の農業については、私も以前から話をしてきておりましたが、今、国県の支援制度は別といたしまして、本町独自の支援策として、小規模農林道事業とかってというのは、多く中山間地のほうで活用されてきておりますが、旧態依然して内容がほとんど変わってきて

ないわけですね。

それで、以前からも申し上げてきておりますように、私は今回のサミットを一つの契機として、中山間地の直接支払制度の中で、関係地区でいろいろと協議を8地域13集落ですかね、その中でもいろいろされてきてると思うんですけども、この地区を今後荒廃させていかないためにも、できるだけその交流共生型の中山間地の農業振興も必要でしょうし、一つは基盤というふうなことの整備っていうのも部分的に必要なようになってくると。それと鬼木のほうで今度取り組まれました畦畔の整備、こういうふうなものを鬼木が特段取り上げられて、今回、原材料支給ちゅう中で整備されてきましたけれども、こういうふうな制度にできれば、波佐見町の補助金あたりをもう少し中山間地あたりの補助率のアップを図っていただいて、この中山間農業をもう少し支援していけるような内容に充実させていってほしいと思うわけですね。そういうふうなことのお考えはあられないのかどうかお伺いいたします。

○議長（川田保則君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

こういう棚田サミットの、先ほど議員もおっしゃったように、歴史的文化的な継承、そのために今度は町政報告会でも御説明いたしましたように、棚田に認定されたところが対象として、そして歴史的文化、そして継承継続できていける、そういう整備をなさいということで、100%の補助が出て、それを十分活用をしていく。ところがほかの中山間地にはなかなかそこまでいってないわけですね。今おっしゃるように、13集落、これは波佐見だけじゃなくして日本全国そうあるんです。きのうの朝8時から、地方の振興を考える国会議員の会と向こうの役員さん10人ぐらいと我々全町村会役員と話をする中で、全国画一的にこうやろうとことはなかなかない。自分たちから、こういうことをやりたいから、ぜひこういう制度をつくってくれ、補助制度をつくってくれという、その現地の声を集約して持っていかないと、全体的にばらまくということになるのに、そこに制度をつくる根拠というのが非常に厳しくなると。だからある面ではそういう中で、自主的に、自発的にやってきたところについてのことが大事やなかかと。我々も当然考えますし、実際その中山間地の皆さん方がこういうことをすればということであれば、ぜひ波佐見から県に持って行って、国にっていうようなやり方もできるんじゃないかなあというふうに思っております。

そういう、ある面では制度をつくるっていうことが、中山間地直接支払制度ができたような形で、これをやっぱりもっと拡充するような形をお願いをしてくださいというようなこと

は、きのう国会議員の先生方をお願いはしてきたところでございます。

そしてやはり独自性ということは、その地域の、波佐見独自そして例えば波佐見の独自性の13集落の中で、こことここはすごいなというような言葉が飛び出してくれば、もっと広がっていくんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（川田保則君） 古川議員。

○4番（古川千秋君）

町長の言われることはよくわかります。確かに棚田百選に選ばれた鬼木地区が一つのモデルとして今回、国からの100%の補助で畦畔整備なんか行われてきております。しかし、鬼木地区以外の棚田地区というのは、御承知のように野々川にしましても川内、この一帯が皆さん方一生懸命、子供さんたちを呼び、家族を呼んでいろいろな交流をされておりますが、そういうことを一つのきっかけに弾みをつけて、この棚田を維持していかないかんといいことで取り組まれておりますが、それを維持していくためにも限界が出てくるわけですね。

しかし、私はこのサミットを機会に、鬼木だけの話じゃなくって、この棚田地域の人たちの代表者も交えながら、できればこれを契機としまして、波佐見町独自の制度あたりももう少しかさ上げして支援をしてやっていこうかと。だけん、あんたたちも頑張ってくれと。新しい作物の導入とか何とかも、今もう米が中心ですけれども、そのほかにも違った新しい作物あたりも導入に持っていく必要もあるでしょうし、そうした場合において、この機会に一つ考える機会にぜひしていただくという町の姿勢を、ぜひ私は今回必要じゃないかなと思いますので、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（川田保則君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

このサミットは、だから鬼木だけのあれじゃないと、ある面では中心的な形になってくるでしょう。しかし、これを波佐見の農業の、今議員がおっしゃるように、条件不利な中山間地の皆さんと一緒に参加をして、他の地区から、大体、佐渡島では600人ぐらいおいでになっております。波佐見は四、五百人、そういうような中で、それぞれの人たちが環境条件は違うんですけども、いろいろな取り組みがっております。あの佐渡島でもさまざまな中山間地があって、そういうことが波佐見の自分たちの集落に、即はできないわけですけども、ヒントを得て、そして後押しがしていただけるようなことは多々あるんじゃないかなと。そういうことを直に一緒に参加してもらって、そしてその中でまた新たな展開ができるんじゃない

ないかなというふうに思って、期待をいたしております。それをきっかけに、こういうことをやりたいというようなことであれば、いろんな制度、ことを大いに活用して、一步前に進めていければなというふうに思っております。

○議長（川田保則君） 古川議員。

○4番（古川千秋君）

来年のサミットを一つの契機として、ぜひ町長も佐渡島に行かれまして、いろいろと体験をし、全国の高度な知識を持って、今後も進められますと思いますので、これが一つの機会に、中山間地の農業に一石を投じるような政策になっていくようにひとつ期待をいたしまして、この問題についてはこれで終わりたいと思います。

次に、健康づくりの件でありますけれども、先ほどの町長の答弁の中では、いろいろと健康運動づくりについては取り組んでおりますよということでありました。ただ、私の実感といたしましては、確かに桜づつみとか、遊歩道の朝夕の散歩をされる、ジョギングをされる方は以前よりも多くなったということは実感しております。そのほか、県道沿いの街路等のあるところの歩道なんかを夜間でも散歩されているというふうなところも見受けられます。

しかし、全体として感じるのは、やはりまだまだ私たちの高齢者と言いますか、60歳以上の方々の運動をする数と言いますか、人数と言いますか、そういう方々の運動量というのはまだ少ないんじゃないかという感じはいたしております。そのために、ぜひ私は、12月議会でも申し上げましたように、そのとき答弁をさせていただいた担当課長からは、ポイント制をもって、やっぱり目標を持たせ、そして仲間づくりをしていただける。仲間づくりをすることによって運動する人口が増えていくわけですね。する人が増えていく。そういうふうなことが私は一番大事だと思います。

それで、ことしの7月ですかね、全国都道府県別の幸福度ランキングちゅうのが総合研究所のほうから出されましたけど、今度は3回目だったんですけども。それを見ても、長崎県の健康寿命は71.1歳です。町長が先ほど言われました、男で波佐見町は64.8歳、女性で66.7歳やったですかね。健康寿命が。長崎県がその71.1歳でも全国でも46位なんですね、健康寿命が。それから1日当たりの歩数を大体6,500歩が長崎県の歩数なんですね、平均的な統計でとられてるのが。これも47都道府県のうち46位なんです。それと健康受診率も40.7%と、長崎。波佐見町は45%ぐらい維持しておりますが、非常に低いというふうなことが言われております。それとシニアと言いますか、60歳以上の方の長崎県に移住されて来られた

方々のいろいろな移住に関する幸福度といますか、そういうふうなどの調査をされとりませんが、それも長崎県は尻からワーストツーということで、46位というふうなことで、健康に対する取り組みが非常に低いというふうなことで、全体的に言われておりまして、やはりもっと積極的に健康分野への増進の取り組みが求められるという最終的な評価がされているところであります。

そういうようなことで、先ほどウオーキングをこれから力を入れてもう少し広げていきたいというふうなことであつたんですけれども、その進め方について別にお考えを持っておられれば、その方策を持っておられればお教えいただきたいと。

○議長（川田保則君） 健康推進課長。

○健康推進課長（楠本和弘君）

ただいまの古川議員のほうから、ウオーキングについての具体的な方法ということでしたけれども、その前にポイント制のお話があつたかと思ひます。

健康づくりの運動につきましては、若い人からはスポーツを特に中心に取り組みまれますし、ある程度高齢者になりますと、先ほど言いましたはっぴ〜運動教室とか元気づくり教室とか、3B体操、いろんなことに取り組んでいるところです。

関心を持ってもらう運動をしてもらうことのためには、ポイント制、いわゆるインセンティブと言ひまして、わかりやすく言えば、見返りが必要だというふうなことであります。

スポーツなり健康づくりに関心のある方はそれぞれ取り組んでおられますし、運動もされておると思ひます。いかに無関心である方、余り健康に気を配ってない方、健診も受診してない、運動を全くしてない、家にほとんどいるよつていうような、そういった人たちをどうやって取り込んでいくかが、今私たち行政としても一番の課題じゃないかなというふうに思ひつておられます。

今、健康に関心がある方は、幾ら呼びかけてもその率、例えば健康診断の受診率というのは上がつていかないというふうに思ひつておられますので、先ほど言われたポイント制も健康づくりのための一つの方法だというふうに思ひつておられます。そういったことで、ポイント制を付加する、内部での今検討を進めておりまして、具体的にまだ予算化をしてない部分もありますけれども、健康づくりの運動だとか、スポーツ活動への参加、それからウオーキング、さらに今あつております健康診査の受診をポイント化して、それを魅力的なインセンティブ、いわゆる見返り、金銭的なものに変えていく必要があるんじゃないかというふうに思ひつてお

ります。

さらに無関心層の取り込みということでは、これまでのいわゆる広報誌での広報活動、これから無線放送、有線放送での活動だけでは、なかなか足りない部分もあるかというふうに思っておりますので、一番必要なのは、口コミでインセンティブを広めるということが必要かなと思います。また、インターネットでの活用だとか、そのほか、のぼりやポスター、マスコットとか看板、そういったものを活用して無関心層を取り込んでいく、そういったことが必要じゃないかなというふうに考えております。まだ具体的な方策等について、今から絞り込んで、次年度予算に反映できればというふうに考えております。

○議長（川田保則君） 古川議員。

○4番（古川千秋君）

今、担当課長からいろいろお話がありましたけれども、平成26年度の厚生労働省の白書の中には、健康寿命の実現に向けてということで、その中で各自治体の取り組みがずっと紹介をされとります。その中には先ほどのポイント制もありますし、それぞれの年齢、それぞれの体力に合わせたいろいろなテーマを与えてやって、それを達成できたら何らかのものを与えて、それを今度は逆に言えば、学校の子供たちのものに変えていく。

それから、非常に生活に困られた方とか、世界のいろいろな苦しい方々に対するポイントの中からそれを寄附するとか、いろんな制度があるわけです。この厚生労働省の白書の中に、各自治体の取り組みが全部紹介されておりますので、私はこういうふうなものをぜひ参考にされて、波佐見らしいものにひとつつくり上げていただいて、29年度、次年度には、ぜひとも今まで以上に運動する人たちの人口を増やしていけるような仕組みを、ぜひ支援体制をとっていただきたいと思いますが、再度お願いしたいと思います。

○議長（川田保則君） 健康推進課長。

○健康推進課長（楠本和弘君）

今議員のほうから、26年度の厚労省の白書ということで、いろいろな参考になる事例が載っているということでございましたので、そういった事例、また現在いろんなシンポジウムとか、担当課長会議等でいろんな事例等の発表も聞いておりますので、そういったことも参考にしながら29年度には取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞ御理解をお願いしたいと思います。

○議長（川田保則君） 古川議員。

#### ○4番（古川千秋君）

波佐見町の特定健診も再三通知をされ、放送あたりでも周知されておりますが、22年度は41.3%、それから23、24とですね、24年度が一番ピークやったですね、50.7%ぐらいの受診率。しかし、その後は5%ぐらい落ちてまして、大体ここ3カ年は45%ぐらいで受診率が推移しております。その中においては、町の施策といたしまして、自治会のほうに奨励金を出すとか、いろいろな形で景品を出すという、図書券とかですか、何かいろいろ対策もとられてきておりますが、こういうふうな数値を見てもなかなか伸びていかない。しかし、そういうふうな何らかの施策をここで、来年度からポイントも総合的に検討していただいて、先ほど課長が話をされましたように、29年度から担当課の英知を出していただいて、この健康増進の新しい事業を取り組んでいかれるのを期待したいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

それでは次に、空き教室の活用の問題です。

先ほど教育長の答弁の中では、東小学校が23教室あるうち、基本的な普通学級としては8教室というようなことで、中央小学校は29のうち15、南が26のうち15やったですね。それから中学校が33のうち14ちゅうことなんですけれども、実際は余裕教室はもうほとんど、何らかの形で使われておりまして、いわゆる余裕教室、空き教室と言われるものはゼロなんだというふうなことでありました。

しかし、私が実態として聞き及んでるところによれば、空き教室が、使われてない教室も何らか資材とか、倉庫とか何とかといいますか、生徒あたりの教材関係の倉庫になってるといふふうなこともあるかもしれませんが、そんなことで、あるんですよということをちょっと前からお聞きしとったんですけれども。

最終的に答弁中でありました、有効活用っていうふうな話でしたよね。私は言われてる中において、この余裕教室の有効活用というのは、行政側の手腕と教育委員会の想像力によって、教室の活用っていうのは出てくるんだということで、ちょっと知りました。要するに教育委員会だけで考えるんじゃなくて、今からは公共施設の有効活用という視点から、行政側と教育委員会が一体となって、どのように学校の教室あたりも活用していくかというふうなことを考えなければならないとなっておりますが、その辺のお考えについて伺います。

○議長（川田保則君） 教育長。



○教育長（岩永聖哉君）

先ほど答弁の中で有効活用ということで申し上げましたが、いわゆる有効な学習活動ということで私は捉えて答弁したつもりでございます。答弁の中にも申し上げましたように、学習方法にはいろいろな方法がございまして、例えば言いましたように習熟度、能力的に分けて、教室を習熟度に分けて、それによって指導していく。そのためには当然、同じ教室なりでできないわけで、二クラス、三クラスいるわけです。そういうふうなことも含めて、有効的な学習活動という意味で申し上げて、そういうもので今、学校の施設というものは活用されてると。そして、それが子供たち一人一人にきめの細かい指導というようなものにつながってるといようなことで我々捉えておりまして。そういう意味での有効的な学習活動という意味で答弁をしたつもりでございます。

当然、議員申されますように、行政側といろいろな連携を取りながら、さらに有効な活用というものも考えられると思いますが、現時点では今学校としては、有効的な学習活動に伴い、利用しているということで御理解をいただきたいというように思います。

○議長（川田保則君） 古川議員。

○4番（古川千秋君）

学習活動に有効的に活用していくんだというふうなことで、やはりよその自治体においても、要するに余裕教室あたりを防災のための物資の保存箇所に持っていったり、当然、学校あたりが避難所っていうことに上げられてきますので、そういうふうなことから、避難されても活用できるような毛布であるとか何とか、そういうふうな物資の保管場所にされてるところもあると聞きます。

そのほかに、先ほどの教育長のほうから話しました学習活動という視点が、社会学習の活動の一部に教室が使われているところに用途があるわけですね。というのが、子供たちが高学年になってきますと当然、学力の問題が重視されてきます。そういうような中において、子供が単なる学力を伸ばすという考え方ではなくて、幅広く知識を持たせるというふうなことから、例えば1教室を、先ほどありましたけれども、土曜日の教室にしましても、地域の人たちに一部開放する、その中に茶道であるとか、そういうふうな得意な高齢者の方との交流を結ぶ場所に持ってくとか、そこで子供たちが日常の中で少し落ち着いて勉強に打ち込めるような、そういうふうなものにつなげていくとか、何かされてる自治体もあるようです。

そういうふうなことで、今後、恐らくここ何年かは生徒数、児童数があまり変わらないと

いうふうなことでありますけれども、教室そのものを今後十分に活用していくためには、学習の社会教育っていう一つの視点からも、そういうふうな学習の場に、教室が一部使われていって、できるだけ地域に通わせろという学校のほうの方針もあられますので、そういうふうなことにも活用できればと思いますが、そういうふうなお考えがもしあれば、御答弁いただきたい。

○議長（川田保則君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

議員申されますとおり、学校施設は公共的な施設でございます。ですから子供たちだけの、学校教育だけの問題ではないことはもう十分承知しております。したがって、地域の実状に応じて積極的な活用をする、今、御提案がありましたように、社会的教育の面でそれを活用するという面も出てくるでしょう。それをした場合に、学校側の理解も必要になってまいりますし、学校管理という面での問題も出てくるでしょうし、いろんな問題が出てまいります。そういうふうなものを総合的に判断をしながら、そういう学校教育に支障のないような活用の仕方というものが見出すことができれば、我々はそれを拒むことはやぶさかではありません。

ですから、今現在、学習活動が行われている範疇に支障を来すことがないようなことについては、やはり学校が、あるいは行政、市民のもとと一緒に、総合的に連携を取りながら活動していくということも今後出てくるものと。それを拒むものではございません。

○議長（川田保則君） 古川議員。

○4番（古川千秋君）

ありがとうございます。非常に今、文部科学省におきましても、学校のほうも5日制になりまして大分年数になりますが、逆に言えば、5日制になって、学力が低下してきたというふうなことも言われておりますので、逆に言えば土曜日を開放して、いろんな勉強の場に学校を提供していくんだということも言われておりますので、ぜひ今教育長のほうから答弁がありましたように、この社会教育活動まで含めまして、地域のコミュニティの場を開放できるような、そういうふうな地域と一体となった学校づくりをぜひ、今後力を入れてまた目指していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

これで質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（川田保則君）

以上で、4番 古川千秋議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後3時10分から再開します。

午後2時53分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、5番 尾上和孝議員。

○5番（尾上和孝君）

皆さんこんにちは。通告に従いまして質問いたします。

1、住民サービスについて。

現在、本町では婚姻届や出生届を出した場合、申請者には控えなど何もなく、せつかくの一生に一度の記念すべき日なのに、手元に残らないのが残念と聞きます。そこで、地域の風景やキャラクターなどをモチーフにして、結婚やその他の愛着を持っていただけるように、今後オリジナルの婚姻届や出生届をつくり、記念に残るすてきな手助けができないか。

2、移住定住促進対策について。

近い将来、人口が大幅に少なくなることが懸念されています。今後、若い人に移住定住してもらうためには、宅地にできるような町有地を若者向けの分譲地に整備できないか。

3、災害時の支援について。

大雨などで裏山などが崖崩れを起こした場合、山と家の持ち主が異なる場合は、双方の話し合いで撤去しなければなりません。しかし、山の持ち主が高齢で金銭的な余裕がなく、さらに家主も余裕がない場合、折り合いがつかず、危険ではありますが、ブルーシートをかけてそのまま放置されていることがあります。条件つきで、町からの支援や自治会からの支援を受けられるような仕組みができないでしょうか。

以上、壇上から質問を終わります。

○議長（川田保則君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

5番 尾上議員の御質問にお答えいたします。

まず、住民サービスについて。

本町では、婚姻届や出生届を出した場合、申請者には控えもなく、一生に一度の記念すべき日なのに手元に残らないのが残念と聞く。今後、オリジナルの婚姻届や出生届をつくり、記念に残るすてきな手助けができないかという御質問ですが、現在、戸籍届の様式につきましては、全国どこの市町村も戸籍法施行規則第59条で定められた標準様式を使用しておりますが、議員御指摘のように、申請者に対して控えを差し上げる仕組みにはなっておりません。ただ、申請者から写しを欲しいとの申し出がある場合、それが正式に受理する前であれば、写しをとって差し上げている状況であります。

最近の全国的の状況を見ますと、婚姻届や出生届に関して言えば、申請者が記入する氏名欄や住所欄など、記載箇所の規格は変えず、用紙全体にその地域のシンボルとなっている木や花、あるいはマスコットキャラクター等を盛り込んだオリジナルデザインの様式を作成しているところが増えてきております。

県内においても、大村市と雲仙市、松浦市がオリジナルの様式を作成しており、特に松浦市は婚姻届、出生届のいずれも複写式で、申請者に対して必ず控えが渡る仕組みになっているとのことであります。

議員が言われるとおり、本町といたしましても、婚姻届、出生届は申請される方にとって一生の記念日となるものであり、結婚とお子様の誕生を祝福する意味でも、心に残るようなオリジナルデザインの様式を検討してまいります。

次に移住定住促進対策について。

近い将来、人口が大幅に少なくなることが懸念されています。今後、若い人に移住定住してもらうためには、宅地にできるような町有地を若者向けの分譲地に整備できないかという御質問ですが、本町の人口は平成27年国勢調査の速報値で1万4,865人となっており、5年前の前回調査から362人減少しています。このような中、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、地方から都市圏への移動が0.5倍程度に圧縮するとした場合でも、44年後の2060年には、本町の人口は9,821人になると予測されています。

人口減少は、地域経済の縮小などにより住民サービスが低下するなど、国、地方が衰退することにつながっていきます。このようなことから、国はもとより本町でも、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少と地域経済の縮小を克服するための取り組みを鋭意進めているところであります。

地方創生とは、若者が安心して家族を持てるように、雇用を地方につくり、地方に子供を増やし、人口減少に歯どめをかけることであり、若い世代の就労の場を創出し、結婚、子育ての希望を実現する施策が重要となっています。議員御提案の若者向けの分譲地を町で整備することについては、まさにこれに沿った事業の一つであろうと思いますし、すでにこれを実践している他の自治体があることも存じ上げております。

本町でも、豊富な財源と土地があれば、すぐにも取り組みたい事業ではありますが、厳しい財政状況の中で、宅地にできるような適地も持ち合わせていないのが現状であり、新たに用地を取得して宅地造成をすとなれば、かなりの時間と経費を要するところです。

現在は、移住定住対策として、定住奨励金制度を実施して一定の成果を収めており、また今後とも増えると思われる空き家、空き工房対策として、その有効な利活用の推進についても、移住定住策の一つとして十分に検討すべきことであろうと思います。

このようなことから、現状ではそれらを優先的に取り組むこととして、御提案の若者向け分譲地の整備を町で取り組む考えは、現在のところございません。

次に、災害時の支援についてでございますが、大雨などで裏山等が崖崩れを起こした場合、山と家の持ち主が異なる場合は、双方の話し合いで撤去しなければならない。しかし、山の持ち主が高齢で金銭的な余裕がなく、さらに家主も余裕がない場合、折り合いがつかず、危険ではあるが、そのまま放置されることがある。条件付きで、町からの支援や自治会からの援助を受けられるような仕組みができないかという御質問ですが、大雨により住宅の裏山などが崩壊した場合、土砂の撤去は土地の所有者が実施するのが基本であります。住宅を建てられたときの経過や工事の仕方など、崩壊する以前の状況により、どちらが実施すべきか、その判断が微妙に異なり、双方の協議による場合があると思われまます。

住宅に直接被害が及び、早急に撤去が必要な場合は、その程度にもよりますが、消防団に要請し、最小限の措置を依頼する場合があったり、地元の自治会の判断により、ボランティア的に撤去作業を支援されることもあるようです。

先般、長崎市で住宅地が崩壊した例では、最終的に補助事業を活用し、がれきの撤去を市が実施するようですが、土砂の撤去は含まれないとのこと。また、近隣の状況も調査しましたが、本町と同様の状況であり、新たな制度を設ける予定はないとのこと。

崩壊の規模が大きくなった場合は、急傾斜地崩壊対策など、公共の事業として実施できる可能性もありますが、個別の小規模のものについては、町としても相談を受けたり、対応方

法の助言はできますが、支援の仕組みづくりまでは考えておりません。

○議長（川田保則君） 尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

一番初めに、先ほどの災害時の支援についてからいきたいと思います。

まず確かに土砂崩れとかあったときには、その方たちが対応するというのが確かに基本だと思います。この前ちょっと永尾で土砂崩れがあったときも、消防のほうに出てきていただいて撤去したというようなことがございます。私が言ってるのは、そういったときなんか、どうしても工事が大規模じゃないと進まないとか、いろいろなあれがあって、ほんとそのまま放置されてるところ、うちばかりじゃなくて、ほかのところで随分見受けられるんですよ。

ほかのところでこういったことがないかということで探しておりましたら、出雲市というところで撤去費の助成金というのがございまして、それは助成対象とかいうのもまず書いてございました。風雨災害等の自然災害を原因とする土砂災害が発生した場合、他の復旧工事によらない自力復旧となった場合、こういうことが一応書いてあります。助成適用の基準というのがございまして、これが土砂災害が発生した斜面の角度が30度以上であること、それと住居、家屋の敷地面から土砂災害発生箇所の高さが2メートル以上であること。こういうことがずっと書いてあります。

助成の内容は、土砂と撤去費用の二分の一以内を助成する。ただし、助成額の上限は1件につき10万円とするということでありました。

全然どこもしてないということではないんですよ。してる場所はしてるんです。しかし、長崎県の場合は、先ほど町長が答弁で言われたとおり、確かにこの前の新聞にも載ってございました、長崎新聞ですけど。確かに今、町長がおっしゃったとおりでございました。しかし、やっぱりそのままにしておくというのは大変危ない。それと本当に人命にはかえられないというのがあるんですけど、やっぱりそこに住み続けていなければならないっていうことと、ちょっとそこにジレンマがあると思うんですよ。そういうことで、自治会も何ら救済措置はないと。町からも救済措置はない。持っているものもなかなか持ち合わせがないということで、大変危険にさらされてるというのがあるんです。

そこで、こういった救済措置を考えていくのが行政の立場でもあるかと思いますが、そこあたりはもう一度考え直してはどうでしょうか。

○議長（川田保則君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

今、御指摘があったとおり、土砂の撤去等について助成を行ってゐる団体もまれにですけれども、あるところもあるようです。それから、崩壊した斜面を復旧、あるいは対策を講じるために助成をしているところもあります。長崎市においても、崩壊した土砂の復旧と言いますか、対策を講じるための助成の措置もつくっているようでございます。ただしこれは、自分の家、自分の財産の対策のためじゃなくて、その復旧なり対策そのものが第三者に及ぶような場合、それは親族とか何とかいろいろ要件はあるようですけれども、第三者に及ぶような場合については補助の対象としましょうというようなものが、幾つかそういったものがあるようです。

基本的には、私たちが考えてるのは、いわゆる個人の資産を保護するといえますか、そういったものについては、基本的には自前でやっていただくというのが基本原則だというふうな考え方があるようです。ただし、そういった補助の制度をつくるにあたりまして、そのことそのものが例えば個人の資産の形成であっても補助をしているようなものもあります。例えば定住対策であるとか、そういったものもあることはありますけれども、それは若干目的が少し違ひまして、定住人口を増やすとか、そういったまた違う目的があるわけですね。今おっしゃられているものについては、当然、個人の資産を保護する、あるいは崩れたものに対する復旧の対策を講じる、あくまでも個人の資産を守るといふような趣旨になってくるとは思いますので、若干ちょっと意味合いが違う部分じゃないかと思ひます。

現在のところは、他の団体がそういった制度をつくってゐる状況を考えれば、ごくまれでございまして、波佐見町において、そういった助成の制度、あるいは対策を講じるようなものに対して町が支援をできるような制度については、ちょっと難しいんじゃないかと、そういう気がいたしてゐます。

○議長（川田保則君） 尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

まあ予算的とか、結局ここは出してここは出さんとか、いろいろあるんで、いろいろこう難しいことが多いかと思ひますが、今後こういったことが、風災害とか、今までなかったような災害が全国各地で起こっております。そういうとも踏まえて、一応どうにかできないかということで研究をしていただきたいと思ひております。

続きまして、移住定住促進につきましてですが、まず現在、波佐見町にそういった土地自体が、宅地にできるような土地があるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（川田保則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

すぐに宅地にできるような物件、用地というのは、先ほど町長答弁しましたように、持ち合わせていないというのが現状かというふうに思います。

○議長（川田保則君） 尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

すぐにではないということで、少し造成とかしたら何かなりそうな土地なんかも、なきにしもあらずということでしょうか。

○議長（川田保則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

町が持ち合わせておりますのは、ほとんどが原野あるいは町有林もございますけれども、そういった宅地には余り適さない、もし宅地造成するとなれば、そういった進入路が新たに必要になるようなものはございますけれども、すぐといいますか、適した土地というのはなかなかないというのが現状でございます。

○議長（川田保則君） 尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

なぜ今回ちょっとこの話をしたかと言いますと、川棚町で土地の分譲をされまして、それはまだ川棚町の土地だったんですね、たまたまですね。そこが6区画ぐらいのちょっと広さがございまして、一区画あたりが約57坪ぐらいの広さです。まずそこが一区画が、全区画同じ190万ということで、約地価の半額ぐらいで土地を提供され、家を建ててくださいということなんですが、一応申し込み資格はありました。自らの住宅を建築するために土地を必要としている方、同居する家族に配偶者及び小学生以下の子供が一人以上いる方、申込時において、申込者または配偶者が満20歳以上40歳以下であるということ等々、申込資格はございますが、本当ですね、こういった土地とかあったら、アパートとかだったら、もしかしたらまた別の町外に移住されるとかございますけど、土地を買って家を建てるとなったら、もうそこに根差して住もうという方ばかりなんですよ。そこ辺りもちょっと一回考えていただいて、進めていただきたいなと思います。



現在、町内では空き家バンクをなさってると思いますが、現在、空き家バンクの現状はどうなってますでしょうか。

○議長（川田保則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

今お尋ねの空き家バンクにつきましては、現在の登録件数が7軒でございます。うち成約件数が5軒で、残り2軒がまだ成約にいたってないという状況でございます。

○議長（川田保則君） 尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

7軒登録があって5軒ということは、これは多分すごい確率で活用されたんじゃないかなと、成果的にはすごくよかったんじゃないかなと思います。

そこで、空き家バンクがよかったら、空き地バンクというのもいいんじゃないでしょうか。やっぱり家に向く土地はあるとばってんということで、不動産屋さんには言うまでもない。しかしうちに土地のあつとばってんねという方は、多分たくさんいらっしゃると思うんですよ。でも自分は農業しきれんけんが、ちょっとそこんにきも荒らしてるままやけんって。農地を宅地に変えるとまたいろいろとあるかもしれませんが、そういったともあると思うんですよ。今後、その空き家バンクが成功だったら、次、空き地バンクということはいかがでしょうか。

○議長（川田保則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

空き地バンクについても十分検討すべき有効な方法かと思いますが、さらに今進めておりますこの空き家バンクにつきましても、かなり役場のほうには、空き家はございませんかというふうな問い合わせも非常に多くなっているのが現状でございます。

ただし、そういった物件があるにも関わらず、登録をしていただけない、あるいは情報がうまく伝わってなくて、その拡大まで至っていないという現状がありますので、今後のその空き家対策あるいは空き工房対策として、そちらのほうを重点的に進めながら、先ほどおっしゃった空き地についても取り組むような検討は進めさせていただきたいと思います。

ただし、不動産業を生業とはしておりませんので、あくまでもつなぎと、御紹介する程度ということで、最終的な契約等については、個々人あるいは不動産業者を通じていただくようなシステムにはしております。

○議長（川田保則君） 尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

もちろんその不動産を町のほうでしてくれというわけではなく、情報がなかなか発信できないと思うんですね、個人では。そこで、空き家バンクのようなシステムで土地のほうもしていただけたらどうかと思って質問いたしております。ちょっと土地がないということで、いろんな面であれでしょうけど、今後は空き地バンクをちょっと活用できないかということをお願いしたいと思います。

続きまして、住民サービスについてです。

この件につきましては、先ほど町長からも大変前向きな回答をいただきました。これは今全国的に有名な結婚情報誌のゼクシィっていうのがございますけど、これは御存じですか。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの御質問でございますけれども、私も最近調べてわかったことでありますけれども、国内の大手の結婚情報誌ゼクシィさんが国内の各自治体とタイアップをして、御当地のオリジナルのデザインの様式をつくっていると、結婚届あるいは出生届のオリジナルの届用紙をつくっているという情報は現在わかったところであります。

○議長（川田保則君） 尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

先ほど課長もおっしゃったとおり、ゼクシィという結婚情報誌がございまして、そこで松浦とコラボしてつくった企画がございまして、松浦の場合は、2枚式とそれと複写式と二つございまして、一応これはインターネットで出せるんです。これをインターネットの、普通プリンターがA4までしか出せませんので、A4で出して、その後、カラーコピーでA3というのは、このA3という大きさが基本になってるそうです、婚姻届のですね。ですからこの大きさで出さなきゃいけませんけど、ほんとう簡単でこの様式あたりが手に入るようにもしてあります。ぜひともここあたりも御検討いただきまして、ちょっと進めていただきたいなと思います。

もう本当こう、結婚というのはあれなんですけど、今まで控えないという、結婚式の日がよく覚えとつても、婚姻届の日とかはよくわかんないとか、あんときどがんしたかねとも思うとも、なかなか思い出せないようなことになっております。もしこういうのが今からでき

たら、結婚式するときにも表に飾ったりとか、結婚式会場に飾ったりとか、いろんなこともできますんで、今後そこあたりもしていただきたいなと思っております。

そこで、先に進みますが、できれば11月22日「いい夫婦の日」に間に合うようお願いできないかなと思いますが、そこあたりはもうちょっと2カ月やけん、まず厳しいですかね。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

確かに町長もおっしゃいましたとおり、前向きに検討はしていきたいとは思っておりますが、果たしてその11月22日に間に合うかどうか。

最近こちらでも知り得た情報なんですけれども、長崎県のこども未来課でもゼクシィさんとタイアップして、ホームページアンケートに答える形で、長崎県版の婚姻届の用紙がダウンロードできると、そういった準備を進めておられるようでございます。ですから、長崎県版の様式というものも、提出用と記念用の2枚で一セットというような感じになっておりますから、それを使って波佐見町に出していただくことも可能ではありますけれども、やはり議員おっしゃるように、婚姻届にしても出生届にしても、提出される方にとっては本当に一生に一度の大切な記念の日でもありますので、できましたら波佐見町に届けをされる方については、波佐見町でつくった用紙で出していただきたいという考えから、今後、十分内部で研究しまして、その様式作成は検討してまいります。11月22日に間に合うかどうかはちょっと、現段階では何とも言えないところです。

○議長（川田保則君） 尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

複写式はこっちに残ってる分と自分たちが持ってる分ということで、やっぱりその思い入れがちょっと違うと思うんですよね。確かにオリジナルも、波佐見はデザイナーとかたくさんいらっしゃいますので、そこあたりは公募していただいてでもするような価値があるんじゃないかなと思っております。

じゃあ11月22日の「いい夫婦」に間に合わないようでしたら、来年の1月15日、「いい御縁の日」にまでに間に合うようお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（川田保則君）

以上で、5番 尾上和孝議員の質問を終わります。

以上で通告がありました一般質問は全部終了しました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立願います。大変お疲れさまでした。

午後 3 時 38 分 散会